

1 栄区内の刑法犯認知件数(暫定値)

	令和7年		令和6年 1月末累計	前年同期比(件)
	1月件数	1月末累計		
全認知件数	21	21	25	-4
凶悪犯	0	0	1	-1
粗暴犯	2	2	2	0
窃盗犯	10	10	17	-7
侵入盗犯	0	0	4	-4
空き巣	0	0	0	0
その他	0	0	4	-4
乗り物盗	8	8	6	2
自転車	5	5	5	0
オートバイ	3	3	1	2
自動車	0	0	0	0
非侵入窃盗	2	2	7	-5
ひったくり	0	0	0	0
部品ねらい	0	0	0	0
車上ねらい	0	0	0	0
自動販売機ねらい	0	0	0	0
その他	2	2	7	-5
知能犯	3	3	3	0
詐欺	3	3	3	0
その他	0	0	0	0
風俗犯	1	1	1	0
その他の刑法犯	5	5	1	4
占有離脱物横領	0	0	0	0

(暫定値のため数値が変動する可能性があります)

※ 参考事項

- 凶悪犯 ~ 殺人、強盗、放火など
- 粗暴犯 ~ 暴行、傷害、恐喝、脅迫など
- 窃盗犯
 - ・ 侵入盗 ~ 空き巣、忍び込み、事務所荒し、金庫破り、出店荒しなど
 - ・ 乗り物盗 ~ 自動車、オートバイ、自転車
 - ・ 非侵入盗 ~ ひったくり、すり、置き引き、万引きなど
- 知能犯 ~ 詐欺、横領、通貨偽造など
- 風俗犯 ~ 強制わいせつ、賭博、わいせつ物頒布など
- その他の刑法犯 ~ 占有離脱物横領、住居侵入など

県内の刑法犯認知件数	令和7年1月末現在(暫定値) 3,643件(前年同期比 +77件、+2.2%)
------------	---

2 栄警察署における刑法犯検挙状況(1月末まで)

	検挙件数	検挙人員	検挙率(%)
刑法犯全体	7	3	42.9%
窃盗犯	6	3	50.0%

3 栄区内における人身交通事故発生状況(1月末まで)

	件数	前年同期比	高齢者関係事故	二輪車関係事故
発生	10	±0	5	3
死者	1	±0		
負傷者	13	+4		

4 特殊詐欺の認知状況

県内における令和7年1月末までの認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
特殊詐欺総数	135	6億円
オレオレ詐欺	70	5億4000万円
預貯金詐欺	32	1560万円
架空料金請求詐欺	17	2640万円
融資保証金詐欺	1	530万円
還付金詐欺	10	1470万円
その他の手口	1	190万円
キャッシュカード詐欺盗	4	

栄区内における令和7年1月末までの認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
特殊詐欺総数	3	1670万円
オレオレ詐欺	1	1630万円
預貯金詐欺	1	10万円
架空料金請求詐欺	1	30万円
融資保証金詐欺		0
還付金詐欺		0
その他の手口		0
キャッシュカード詐欺盗		0

5 警察からのお知らせ

- (1) 自転車盗・オートバイ盗が多発しています。
自宅の敷地内やマンション等の駐輪場、買い物等でスーパーやコンビニエンスストアの駐輪場に自転車やオートバイを停める場合は、決して無施錠の状態では停めずに、たとえ短時間であっても必ず鍵を掛けるようにして、盗難の被害に遭わないよう十分に注意してください。
- (2) 神奈川県内では1月末現在で18人(前年比+11)の方が交通事故で亡くなっており、全国ワースト1位となっています。
栄区内でも1月20日に大型トラックが交差点を左折する際、横断歩道を走行する自転車と衝突し自転車運転者の方が亡くなりました。
交差点は交通事故が発生しやすい場所です。
確実な安全確認をお願いします。
- (3) 神奈川県警察では「神奈川県警察交番等整備計画」に基づき、令和2年度からの10年間で、県内471か所ある交番をおおむね400か所に統合(廃止)していく計画を進めており、来月(3月)末に、南警察署の東蒔田町交番、戸部警察署の伊勢町交番、旭警察署の市沢交番、川崎警察署の小田交番、中原警察署の向河原交番、平塚警察署の八幡交番、そして栄警察署の田谷交番の7交番が統合されます。
- (4) 当署管内における金融機関、コンビニエンスストア等による1月中の特殊詐欺阻止件数は、4件でした。
- (5) 警察官や行政機関職員を騙った特殊詐欺の電話が増加しています。
自宅固定電話、携帯電話に「捕まえた犯人があなたのキャッシュカードを持っていたため、あなたにも容疑が掛かっています」、「医療費の払い戻しがあります。ATMでも操作ができます。」等と連絡があり、アプリケーションやATMで入金させようとする手口の電話が増えています。
このような電話が来たら、詐欺を疑い、最寄りの警察署・交番にご連絡ください。

※ 町内別の街頭犯罪等認知件数(暫定値、1月から8月末まで)

交番名	町名	凶悪犯	空き巣	ひったくり	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	詐欺	その他	合計
本郷台駅前	桂町									1	1
	小菅ヶ谷町										0
	小菅ヶ谷1丁目										0
	小菅ヶ谷2丁目										0
	小菅ヶ谷3丁目									1	1
	小菅ヶ谷4丁目										0
	小山台1丁目										0
	小山台2丁目										0
上郷	犬山町									1	1
	尾月										0
	上之町										0
	亀井町										0
	桂台東					1					1
	桂台西1丁目										0
	桂台西2丁目										0
	桂台南1丁目										0
	桂台南2丁目										0
	桂台北										0
	桂台中										0
	公田町					1	2		1	1	5
笠間	笠間町										0
	笠間1丁目										0
	笠間2丁目						1			1	2
	笠間3丁目										0
	笠間4丁目										0
	笠間5丁目										0
田谷	田谷町										0
	金井町										0
	長尾台町						2				2

別添資料1

交番名	町名	凶悪犯	空き巣	ひったくり	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	詐欺	その他	合計
元大橋	元大橋 1丁目										0
	元大橋 2丁目										0
	中野町										0
	若竹町										0
	柏陽										0
	鍛冶ヶ谷 1丁目									1	1
	鍛冶ヶ谷 2丁目								1		1
	鍛冶ヶ谷町										0
元大橋・庄戸	上郷町									1	1
上郷・庄戸	野七里 1丁目										0
庄戸	野七里 2丁目										0
	庄戸 1丁目										0
	庄戸 2丁目										0
	庄戸 3丁目										0
	庄戸 4丁目										0
	庄戸 5丁目								1		1
	東上郷町										0
	長倉町										0
豊田	本郷台 1丁目										0
	本郷台 2丁目										0
	本郷台 3丁目									1	1
	本郷台 4丁目										0
	本郷台 5丁目										0
	飯島町					1				2	3
	長沼町										0
合計		0	0	0	0	3	5	0	3	10	21



不審な電話や 来訪者に注意!

悪質な強盗事件が起きる前には不審な電話や

点検・リフォーム業者を装って訪問してくる

可能性があります。

対策 1

設定されていると相手は
電話を切ることが多い



留守番電話機能で
不審電話を遮断!

対策 2



在宅時でも必ず施錠!
安易にドアを開けない!

対策 3



安易に個人情報を伝えない!

窓に防犯フィルムや補助錠をつけること、庭に防犯カメラや防犯ライトを設置することも効果的です。

少しでも不審・不安を感じたら警察に連絡を!!

防犯情報を
メールで
配信しています

特殊詐欺・住居侵入など、区内で発生した犯罪情報をお知らせします。
二次元コードやホームページから登録をお願いします。

栄区 防犯情報メール 検索



資料No. 2

区連会2月定例会資料 令和7年2月20日 栄警察署 栄防犯協会
--

各自治会町内会長 様

栄警察署長
栄防犯協会長

令和7年度「地域防犯連絡所（員）」の選出について（依頼）

1 依頼事項の趣旨

地域の方々と警察を結ぶ窓口、自主防犯活動拠点である「地域防犯連絡所（員）」を、各自治会町内会から選出をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】別紙「地域防犯連絡所（員）委嘱同意書」のご提出をお願いいたします。

3 提出書類

別記様式「地域防犯連絡所（員）委嘱同意書」

4 提出期限・提出方法

- ・ 令和7年4月7日（月）までに、FAXまたはEメールで sakae.cpa@gmail.com宛てにお送りください。
- ・ 上記期限を過ぎても提出されない町内会自治会は、「不要（選出なし）」と判断させていただきますが、選出を予定しているが期日までに間に合わない場合は、ご連絡ください。

5 その他

- ・ 改選により会長が替わられる場合は、この依頼文を次期会長にお渡しくださいますようお願いいたします。
- ・ 選出された皆様につきましては、後日委嘱式を開催して、委嘱状をお渡ししますが、日時等については当人宛に連絡させていただきます。

担当：栄警察署生活安全課

佐藤

電話：045-894-0110（内線261）

栄防犯協会

小林

電話・FAX：045-392-9361

Eメール：sakae.cpa@gmail.com

地域防犯連絡所（員）委嘱同意書

住 所	栄区	備 考
所属町内会・ 自 治 会		
ふりがな		
氏 名		委嘱状を交付する都合か ら楷書でお願い致します。
生年月日		
職 業		
電話番号		
E-Mail		今後、情報発信をさせてい ただくので必ず記入をお 願い致します。
役 職 等		

私は、地域防犯連絡所（員）としての委嘱に同意いたします。

令和 年 月 日

氏 名： _____

会長住所： 栄区 _____

会長氏名： _____

電話番号： _____

栄区内の火災・救急状況について

区連会2月定例会資料
令和7年2月20日
栄消防署

火災情報

令和7年1月31日現在

栄区内					
火災発生状況					
年別	令和7年		令和6年	増△減	
	1月	累計			
件数	2	2	1	1	
火災種別	建物	1	1	0	1
	林野	0	0	0	0
	車両	0	0	0	0
	船舶	0	0	0	0
	航空機	0	0	0	0
	その他	1	1	1	0
損害	焼損床面積	0	0	0	0
	死者	0	0	0	0
	負傷者	1	1	0	1

横浜市内					
火災発生状況					
年別	令和7年	令和6年	増△減		
件数	88	55	33		
火災種別	建物	57	35	22	
	林野	0	0	0	
	車両	7	4	3	
	船舶	0	0	0	
	航空機	0	0	0	
	その他	24	16	8	
損害	焼損床面積	1,084	818	266	
	死者	3	4	△1	
	負傷者	16	9	7	

主な出火原因				
	種別	令和7年	令和6年	増△減
1	配線器具	1	0	1
2	たばこ	1	1	0
3				0
4				0
5				0

主な出火原因				
	種別	令和7年	令和6年	増△減
1	たばこ	23	12	11
2	放火(疑い含む)	11	7	4
3	こんろ	9	3	6
4	配線器具	6	1	5
5	排気管	3	1	2

※本年数値は速報のため変更する場合があります。

栄区連合町内会別火災発生状況 * ()内の数字は今月分					
豊田地区	0		本郷第三地区	0	
笠間地区	0		上郷西地区	0	
小菅ヶ谷地区	0		上郷東地区	2	(2)
本郷中央地区	0		連合未加入	0	
合計				2	

【1月中の火災】

1月10日 上郷町 枯草2.5㎡及び建築用ネット2枚焼損

1月19日 長倉町 専用住宅内の床面及び衣類若干焼損 負傷者1名

救急情報

令和7年1月31日現在

栄区内					横浜市内				
救急状況					救急状況				
年別	令和7年		令和6年	増△減	年別	令和7年	令和6年	増△減	
	1月	累計							
件数	737	737	754	△17	件数	23,121	23,192	△71	
急病	562	562	584	△22	急病	16,693	16,912	△219	
交通事故	17	17	15	2	交通事故	667	681	△14	
一般負傷	134	134	122	12	一般負傷	3,998	4,046	△48	
その他	24	24	33	△9	その他	1,763	1,553	210	

※ 本年数値は速報のため、変更する場合があります。

火災件数が急増しています！！

～ 火の元への注意と、万が一の際の迅速な避難行動を ～

- ◆ 令和7年1月の横浜市内における火災件数は88件も発生しており、昨年と比較して33件の増加となっています。
- ◆ 火災の内訳は、住宅火災は57件（22件増）、車両火災は7件（3件増加）、雑物等その他の火災が7件（8件）発生しています。
- ◆ 出火原因の上位は、「たばこ」「放火（疑い含む）」「こんろ」となっています。

皆様には、

- ・「たばこ」は完全に火を消してから捨てる。
- ・家の周りに燃えやすい物を置かない。
- ・「コンロ」に火をつけたらその場を離れない。

など、火の取扱には十分注意していただくとともに、住宅用火災警報器の設置・更新による火災の早期発見と、万が一の際の迅速な避難行動をお願いします。

お問合せ先：栄消防署総務・予防課 ☎/FAX 892-0119

防火・防災フェアの開催について【情報提供】

1 事業の趣旨

春の火災予防運動の実施に伴い、防火・防災意識の向上を図ることを目的に開催します。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】ご承知おきください。

3 概要

(1) 実施日時

令和7年3月1日(土) 午前10時から正午まで

(2) 実施場所

J R本郷台駅前広場

(3) 主催（協力）

栄消防署（栄火災予防協会、栄消防団、横浜市中心図書館、横浜市栄図書館）

(4) 内容

ア 防災指導車による地震体験

イ 訓練用水消火器による初期消火体験

ウ 煙避難体験

エ 119番通報体験ブース

オ 移動図書館及び防災紙芝居

カ その他（消防車両展示、地震パネル展示ブース、消防団員加入促進 他）



4 その他

雨天時、荒天時又はその他の事由でイベント開催が困難と判断した場合は、イベントを中止します。

※中止の判断は当日午前7時までにいき、WEBページ「栄消防署からのお知らせ」に情報を掲載します。なお、中止の場合は本郷台駅前に職員を配置します。

【担当】

栄消防署総務・予防課予防係

新倉、伊藤、滝沢(内22、31、35)

TEL/FAX : 045-892-0119

区連会 1 月定例会資料
令和 7 年 1 月 2 0 日
栄区社会福祉協議会

各地区自治会・町内会 様

神奈川県共同募金会横浜市栄区支会

支会長 細田 利明

「令和 6 年度共同募金実績報告」および「令和 7 年度共同募金目標額」について【情報提供・協力依頼】

1 事業の趣旨

令和 6 年度赤い羽根共同募金 1 月 31 日時点の実績報告。

令和 7 年度赤い羽根共同募金 年末たすけあい募金目標額のおしらせと協力依頼。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合会にて情報共有をお願いいたします。

3 募金について

この度は、赤い羽根共同募金運動につきまして、格別のご尽力をいただき、誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

別紙のとおり、1 月末日時点の報告をいたします。

共同募金は法律によりあらかじめ募金目標額と配分計画を定めることとされています。

来年度も募金運動の主旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点がございましたら、お手数ですが、下記担当あてご連絡くださるようお願いいたします。

【事務局】 横浜市栄区社会福祉協議会

担当：福澄

横浜市栄区桂町 2 7 9 - 2 9

Tel 8 9 4 - 8 5 2 1

Fax 8 9 2 - 8 9 7 4

令和6年度共同募金実績

報告

募金目標額： 13,400,000 円

募金実績額： 10,420,406 円

実施期間： 令和6年10月1日～令和7年3月31日



令和7年1月31日締分

単位：円

募金の種類	地区名	目標額	実績額
戸別募金	豊田	2,390,535	2,257,032
	笠間	1,834,560	1,667,710
	小菅ヶ谷	1,720,215	1,174,370
	本郷中央	2,159,955	1,620,340
	本郷第三	1,271,025	973,400
	上郷西	981,225	733,960
	上郷東	1,006,110	701,050
	連合未加入	727,020	498,468
	小計	12,090,645	9,626,330
法人・街頭 その他	事務局(※1)	1,309,355	794,076
合 計		13,400,000	10,420,406

※1

街頭募金	244,265
法人募金	196,485
職域募金	90,611
校内募金	69,509
イベント募金	7,589
その他	185,617
計	794,076

令和7年度各種団体募金等の目標額および会費について(お願い)

単位:円

種類		共同募金			日赤活動資金	区社協協力金	更生保護協会会費
一世帯当たりの金額		315円			200円	32円	15円
実施期間		令和7年10月1日～12月31日			令和7年5月1日～6月30日	令和7年5月1日～6月30日	令和7年5月1日～6月30日
地区名	対象世帯数	募金目標額	内 訳		募金目標額	協力金目標額	会費依頼額
			一般募金	年末たすけあい			
豊田	7,744	2,439,360	1,974,720	464,640	1,548,800	247,808	116,160
笠間	5,824	1,834,560	1,485,120	349,440	1,164,800	186,368	87,360
小菅ヶ谷	5,461	1,720,215	1,392,555	327,660	1,092,200	174,752	81,915
本郷中央	6,857	2,159,955	1,748,535	411,420	1,371,400	219,424	102,855
本郷第三	4,035	1,271,025	1,028,925	242,100	807,000	129,120	60,525
上郷西	3,115	981,225	794,325	186,900	623,000	99,680	46,725
上郷東	3,194	1,006,110	814,470	191,640	638,800	102,208	47,910
小計	36,230	11,412,450	9,238,650	2,173,800	7,246,000	1,159,360	543,450
その他	-	1,297,550	1,271,350	26,200	443,800	71,008	33,285
合 計	-	12,710,000	10,510,000	2,200,000	7,689,800	1,230,368	576,735

*対象世帯数は、令和7年1月1日の自治会町内会加入世帯数から5%控除したものです。

令和7年度からの栄区庁舎駐車場の指定管理者変更に伴う利用料金改定等について 【情報提供】

1 情報提供の趣旨

令和7年度から、庁舎駐車場の指定管理者が、現在の日本パーキング株式会社からタイムズ24株式会社連合体に変更となります。

庁舎駐車場利用料金は、指定管理者からの提案のもと、近隣の民間駐車場等と同水準とすることとしており、4月から以下のとおり変更になります。この変更は条例で定める料金の上限である、「30分までごとに300円」の範囲内で行うものです。

指定管理者の変更に伴い、3月から4月にかけて料金徴収機器等の入れ替え工事が発生します。

2 お願いしたいこと

【地区連長】内容についてご承知おきください。

3 利用料金等改定の概要

(1) 開庁時間帯の利用料金の改定

ア 改定内容

現行料金	改定後
8:00～18:00 30分/150円	8:00～22:00 30分/200円
18:00～8:00 60分/100円	22:00～8:00 60分/100円
土・日・祝日当日最大 900円(24時切替)	土・日・祝日当日最大 900円(24時切替)

※その他、夜間最大料金（18:00～8:00 最大400円）は廃止します。

イ 改定理由

昼間料金体系を周辺相場に合わせるとともに、料金体系をより利用者にわかりやすくするため。

(2) 利用料金の減免

区役所に諸手続きや相談、乳幼児健診等で来庁された方等には、従来通り利用料金の減免を行います。

(3) 料金徴収機器等の入れ替え工事期間

令和7年3月～4月（具体的な日程について事業者と調整中）

※開庁時間内は整理員を配置することにより、来庁者へのご案内を丁寧に行います。

(4) 利用者への広報

利用料金の変更や工事日程等について、3月上旬から区庁舎や駐車場内に掲示し、周知します。併せて、区ウェブサイトや広報よこはま各区版3月号で周知を図ります。

市民局地域施設課
担当 細谷、相澤
電話 045-671-2086 /FAX 045-664-5295
メール sh-chiiki@city.yokohama.lg.jp

栄区役所駐車場の利用方法について

①入庫:ナンバーを認証し、駐車券(レシート)を発券

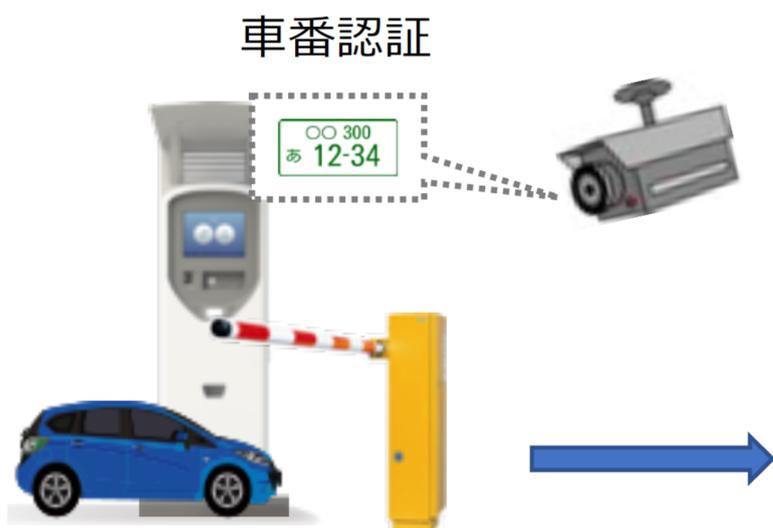


②減免:駐車券を区役所窓口で提出してもらい、職員が減免処理



QRチェッカー

③出庫:減免時間内(60分)であれば、ナンバーを認証し自動でゲートが解放



※区役所利用以外の場合や減免時間を超えた場合は、出庫時に精算が必要

民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策の取組状況について【報告】

1 趣旨

令和7年12月の一斉改選に向けた民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策については、課題や具体的な取組を一覧にまとめた「ツリー図」（令和6年2月ご説明）に基づいて、検討や取組を進めています。一斉改選を目前に控え、現時点の取組状況をご報告します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 報告事項

負担軽減や活動支援策のうち、主な取組をご報告します。

※詳細は「別紙1」をご覧ください。

課題	取組の方向性	取組状況
負担軽減 活動支援	業務量を軽減する取組	<u>生活福祉資金借入申込に必要な調査書の作成を、「原則」民生委員に要請しない運用に見直し。</u> (R7.1~)
	就労等により時間に制約がある方でも活動がしやすくなるための取組	活動報告書（これまで紙提出のみ）の電子申請システムでの提出を開始（モデル地区）。希望地区に展開予定。 定例会資料のホームページ掲載を開始（一部の区。欠席者への資料配布作業等を軽減。）。
	未経験の方でも安心して活動が始められるための取組	<u>前任者が経験を活かして、新任委員を一定期間サポートする仕組みの導入（R7.12~予定）。</u>
人材確保	自治会町内会が候補者を推薦しやすくなるための取組	一斉改選に向けて、民生委員・児童委員をやってみませんか？と地域でお声がけいただく際のチラシを作成中。
推薦事務の改善		候補者が再任のみの地区推薦準備会は省略可に見直し。推薦手続き書類の簡素化も検討中。

担 当：栄区福祉保健課 加藤、小池
電 話：045-894-6963
F A X：045-895-1759
メ ール：sa-minsei@city.yokohama.lg.jp

	取り組むべき課題	取組の方向性 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	具体的な取組 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	実施予定年度 (※)	No.	取組状況 (R7.2現在)	
<p>負担軽減・活動支援</p> <p>業務量の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な役割 ・会議や研修の多さ ・調査書や報告書作成 ・担当世帯数の多さ <p>負担感の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動への周囲の理解 ・福祉制度の理解 ・仕事との両立 ・相談先がない ・委員同士の情報交換や交流の場がない 	<p>業務の見直し・効率化</p>	<p>・ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業の実施方法の効率化</p>	<p>報告事務等の簡素化・効率化の検討</p>	R7	1	R8からの簡素化に向け、一部の地区で負担軽減のための取組を試行実施	
		<p>・生活福祉資金事務や調査事務の見直しに向けた検討</p>	<p>国・社協への要望 (例：活動報告書、事業計画書の簡略化等)</p>	R6	2	生活福祉資金の貸し付けにかかる調査書の作成について、国・県社協が「原則」作成を要請しない運用に見直し (R7.1～)	
		<p>・報告書類のデジタル化 (アプリ化)</p>	<p>モデル地区での活動報告書のデジタル化 (電子申請) の実証、全区展開</p>	R7	3	・モデル地区で月報版の入力フォームを作成して運用中 ・日報版の入力フォームや集計用ツールを作成し、R7.12以降、導入を希望する地区に展開	
	<p>補助人員を導入する</p>	<p>・協力員やサポーター制度の導入の検討</p>	<p>協力員や欠員地区の補助員、一斉改選時の引き継ぎ制度等、区の実情にあわせて選択できる制度の導入</p>	<p>モデル地区で導入、全区展開</p>	<p>R7</p>	<p>4</p>	<p>・市民児協HPで、先輩委員に聞く民生委員の魅力、先輩委員の本音トーク！、地域ケアプラザを紹介する「ミニ研修動画」を公開し、今後も拡充予定</p>
							<p>・一部の区で定例会資料を区のHPに掲載する運用を開始</p>
	<p>依頼業務の精選</p>	<p>・出席会議の整理</p>	<p>出席会議や各種依頼業務量の照会および削減</p>	<p></p>	<p>R6</p>	<p>6</p>	<p>一部の区で、行政から出席を依頼する会議について、出席廃止を含む見直し・整理を実施 (R7～)</p>
							<p>・R7.12一斉改選に向け、協力員 (仮称)、バトンタッチサポーター (仮称) についての意見照会を実施</p>
	<p>活動のサポート強化</p>	<p>・新任者向けや困難ケースに関する研修、引継のチェックリストの作成や充実</p>	<p>民児協事務局と調整しながら実践的な研修を実施</p>	<p></p>	<p>R7</p>	<p>7</p>	<p>市民児協HPで、先輩委員に聞く民生委員の魅力、先輩委員の本音トーク！、地域ケアプラザを紹介する「ミニ研修動画」を公開し、今後も拡充予定</p>
		<p>・夜間休日のサポート方法の検討</p>	<p>区役所開庁時における相談先の案内 (ホームページ掲載など) や事例集の充実の検討</p>	<p>今後取組予定</p>	<p>8</p>		
	<p>地区民児協の運営支援</p>	<p>・委員同士の交流や情報交換の機会の検討</p> <p>・地区会長研修等の充実</p>	<p>民児協事務局と調整しながら交流や情報交換の場、研修などを充実</p>	<p></p>	<p>R7</p>	<p>9</p>	<p>・R7の地区会長研修に意見交換、グループワークを導入予定 ・一部の区で、活動に必要な情報を区職員が紹介する「民生委員向けの出前講座」を実施予定</p>
		<p>・見守り対象者の施設入所、入院等の情報共有の仕組みを検討</p>	<p>個人情報保護とのバランスを考慮した適切な情報共有の仕組みを検討</p>	<p>今後取組予定</p>	<p>10</p>		
	<p>地域との連携によるサポート強化</p>	<p>・地域全体での見守り推進 (隣近所、組長や班長との連携、情報共有) の検討</p>	<p>モデル地区で自治会町内会と連携した地域ぐるみの見守りを試行実施し、成功例を他地区に共有・展開</p>	<p></p>	<p>R7</p>	<p>11</p>	<p>・モデル地区で「向こう三軒両隣」で協力し、民生委員だけに頼らないゆるやかな見守りの実施に向けて検討中</p>
		<p>・活動費の増額</p>	<p>活動費の増額に向けた予算計上 R5 : 64,200円 ⇒ R6 : 70,200円</p>	<p>R6</p>	<p>12</p>		
	<p>活動費等の見直し</p>	<p>・会費のあり方や徴収方法等の見直しに関する検討</p>	<p>会費のあり方を社協と協議するとともに徴収にかかる集金作業等の効率化の検討</p>	<p></p>	<p>今後取組予定</p>	<p>13</p>	<p>検討中</p>
		<p>活動と生活の明確な線引き</p>	<p>・民生委員の活動に関する広報の検討</p>	<p>早朝や夜間帯は対応が困難なことなど、民生委員活動への理解を深めるための広報の充実</p>	<p>R6</p>	<p>14</p>	<p>「深夜・早朝の訪問や連絡はご遠慮ください」と記載した市民向けのチラシを18区共通ひな型として作成 (一部の区で、配付開始済み)。今後、各区でも活用予定</p>
<p>・通信手段の検討</p>	<p>業務用携帯電話の導入などの検討</p>		<p>今後取組予定</p>	<p>15</p>	<p>検討中</p>		

※実施予定年度は現時点での予定であり、今後の検討状況によって変更が生じる場合もあります。

取り組むべき課題	取組の方向性 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	具体的な取組 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	実施予定年度 (※)	No.	取組状況 (R7.2現在)
人材確保 広報の強化 ・他の委嘱委員に比べて特に敬遠される ・民生委員の役割以外の雑多な相談が寄せられる	「民生委員は大変」というイメージの払拭	・民生委員のやりがいなど魅力を伝える広報 ・現任委員のモチベーションアップにつながる広報	民生委員候補者向け、自治会向け等、ターゲット別の広報	R6	16 ・広く民生委員を知ってもらう市民向けのチラシを18区共通ひな型として作成 (一部の区で配付開始済み)。今後、各区でも活用予定 ・一斉改選に向けて、推薦していただく自治会町内会向けのチラシを18区共通ひな型として作成中
	地域住民との共通理解	・民生委員として「やれることやれないこと」を整理した広報物の作成、配布	民生委員の役割を地域住民と共通認識できる広報	R6	
人材確保 ・高齢化などで担い手が見つからない	担い手確保の仕組みづくり	・候補者の新たな発掘先の検討	現役世代の担い手確保に向けた企業への理解促進活動、地域団体との連携に関する検討	今後取組予定	18 検討中
推薦事務の改善 推薦の負担軽減 ・再任者も新任者と同等の書類作成が必要	手続きの簡素化	・再任手続きの簡素化	再任の場合は地区の推薦準備会を省略可能とする	R7一斉改選	19 R7一斉改選に向けて要綱改正作業中
		・推薦時の様式の簡素化	様式の更なる簡素化	R7一斉改選	
	推薦要件緩和	・居住要件など推薦要件の緩和の検討	居住要件の特例を市外居住者まで拡大する等、関係機関へ要望を検討	今後取組予定	21 「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」(国)で、居住要件の緩和について議論されたが、困難等の意見が出され、「一定の要件を満たす場合に、現職の民生委員が市外に転出後も引き続き活動することを令和7年中に可能とする」という対応方針が示されている

※実施予定年度は現時点での予定であり、今後の検討状況によって変更が生じる場合もあります。

令和 7 年 民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について【協力依頼】

1 趣旨

令和 7 年 7 月 1 日付の民生委員・児童委員及び主任児童委員の欠員補充及び増員につきまして、候補者を推薦していただくよう、各自治会町内会長の御協力をお願いします。

また、本年は 3 年に 1 度の一斉改選を行う年であり、12 月 1 日付の一斉改選に関する候補者の推薦依頼については、5 月にあらためてご依頼いたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】該当の地区の地区連長あて資料を送付します。

主任児童委員の候補者にかかる連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いします。

【単位会長】該当の自治会町内会の会長あて資料を送付します。

民生委員・児童委員の候補者にかかる地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いします。

3 依頼事項

- (1) 推薦準備会の開催
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の推薦
- (3) 推薦書類の作成及び区への提出

※ 具体的な手続きについては、各区福祉保健課からご案内いたします。

	自治会町内会		地区連合町内会	
推薦の対象	民生委員・児童委員		主任児童委員	
推薦人の選任	・自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任してください。		・地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任してください。	
推薦準備会の開催	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。		・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。	
推薦準備会の開催時期	欠員補充・増員	一斉改選	欠員補充・増員	一斉改選
	令和 7 年 3 月～4 月	令和 7 年 6 月～8 月	令和 7 年 3 月～4 月	令和 7 年 6 月～8 月
書類の作成 区への提出	・候補者の履歴書、会議録を作成のうえ、区にご提出ください。			

<裏面あり>

4 候補者推薦にあたってご留意をお願いしたい事項

- (1) 候補者の選出にあたっては、資料4「資格要件と推薦手続」をご確認ください。
- (2) 候補者の方に対し、民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動や役割についてご説明をお願いします。ご説明にあたっては、資料6「民生委員の活動紹介チラシ」等をご活用ください。
- (3) 推薦準備会については、自治会町内会（地区連合町内会）の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表*の方は、必ず推薦人としてください。

この両者が出席しない場合は、推薦準備会が開催できないこととしていますので、ご留意ください。

また、推薦準備会の開催においては、公正な運営をお願いいたします。

※民生委員・児童委員の役割や実際の活動等に関するご説明やご質問等へご対応いただくため、地区民生委員児童委員協議会の代表の方の出席は必須でお願いします。

5 添付資料

- 資料1 令和7年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程
- 資料2 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦（委嘱）の手続図
- 資料3 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動
- 資料4 横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続
- 資料5 現員数一覧（令和6年12月1日現在）
- 資料6 民生委員の活動紹介チラシ
- 参考 令和7年12月一斉改選における民生委員・児童委員の年齢要件の特例について

担 当：栄区福祉保健課 加藤、小池
電 話：045-894-6963
F A X：045-895-1759
メー ル：sa-minsei@city.yokohama.lg.jp

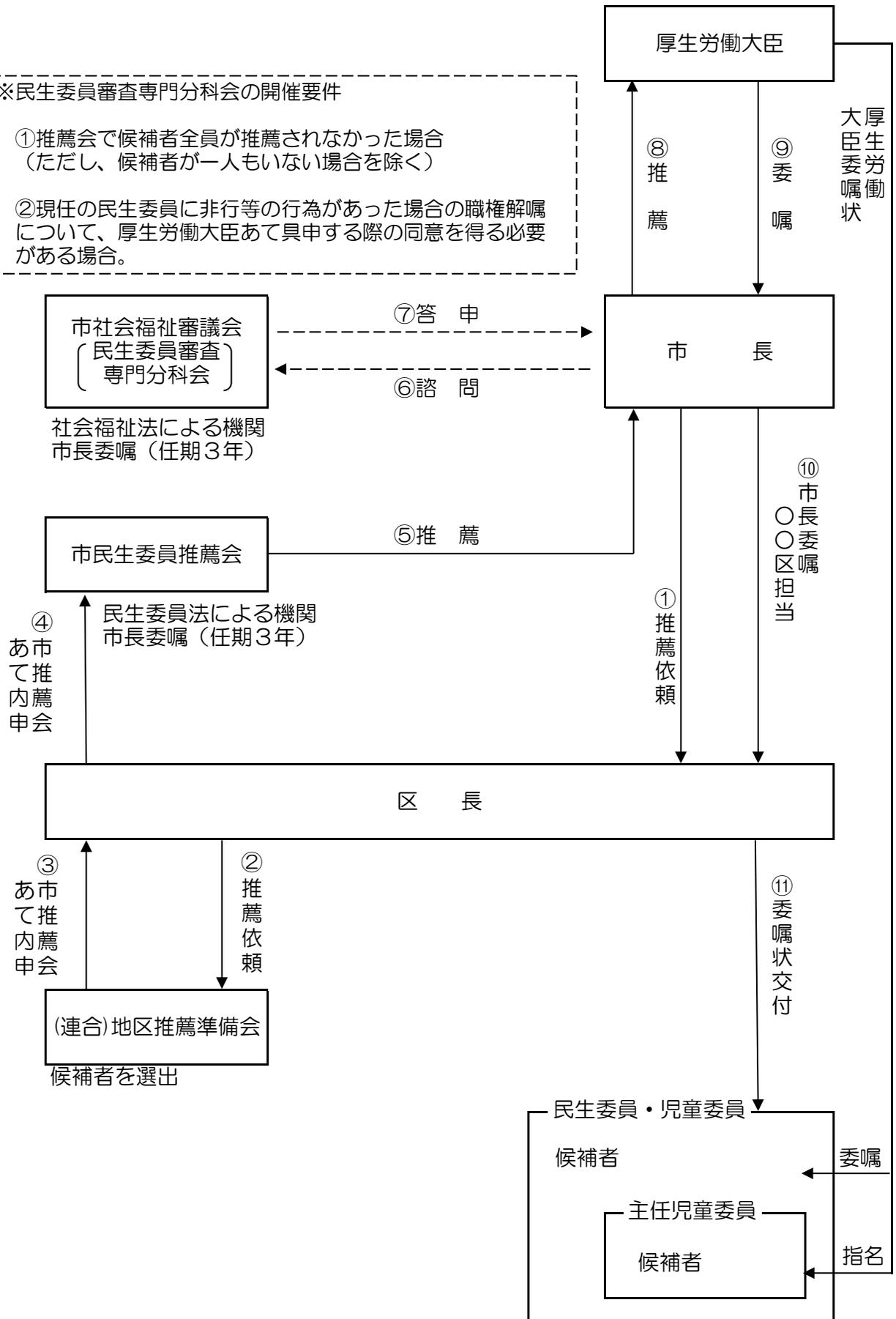
令和 7 年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		令和 7 年 7 月 1 日付け委嘱	令和 7 年 1 2 月 1 日付け委嘱
		①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員 任期・・・令和 7 年 7 月 1 日から 令和 7 年 1 1 月 3 0 日まで	①民生委員・児童委員：一斉改選 ②主任児童委員：一斉改選 任期・・・令和 7 年 1 2 月 1 日から 令和 1 0 年 1 1 月 3 0 日まで
2 月	上旬	市連会協力依頼 区連会協力依頼	
	中旬		
下旬			
3 月	上旬	連合・地区へ推薦依頼	
	中旬		
	下旬		
4 月	上旬	連合・地区推薦準備会開催	
	中旬		
	下旬		
5 月	上旬	区より市推薦会に候補者内申	市連会協力依頼 区連会協力依頼
	中旬		
	下旬		
6 月	上旬	市推薦会、市審査会開催 厚生労働大臣あて推薦	連合・地区へ推薦依頼
	中旬		
	下旬		
7 月	上旬	令和 7 年 7 月 1 日付け委嘱	連合・地区推薦準備会開催
	中旬		
	下旬		
8 月	上旬		区より市推薦会に候補者内申
	中旬		
	下旬		
9 月	上旬		
	中旬		
	下旬		
10 月	上旬		市推薦会、市審査会開催
	中旬		
	下旬		
11 月	上旬		厚生労働大臣あて推薦
	中旬		
	下旬		
12 月	上旬		令和 7 年 12 月 1 日付け委嘱
	中旬		
	下旬		

民生委員・児童委員、主任児童委員推薦〔委嘱〕の手續図

※民生委員審査専門分科会の開催要件

- ①推薦会で候補者全員が推薦されなかった場合（ただし、候補者が一人もない場合を除く）
- ②現任の民生委員に非行等の行為があった場合の職権解嘱について、厚生労働大臣あて具申する際の同意を得る必要がある場合。



民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

【民生委員・児童委員、主任児童委員の役割等】

- 民生委員・児童委員は、担当する地域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、サポートするとともに、必要な支援を受けられるよう地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ役割を担っています。市内で約4,000の方が活動しています。
- 主任児童委員は、子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。市内で約500の方が活動しています。

【民生委員・児童委員の活動】

- 日常的な見守り、訪問活動を通じて、担当地区内の住民の生活実態や支援を必要とする方などを把握します。
- 地域住民から相談を受け、介護や子育て支援等の福祉サービスに関する情報提供し、必要に応じて区福祉保健センターや地域ケアプラザ等につなぎます。
- 活動を通じて得た課題や改善点について、社会福祉関係者や行政機関と情報を共有します。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いします。

【主任児童委員の活動】

- 主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。
- 民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いします。

【身分、活動費の支給・会費負担】

- 厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める、無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。
- 給与は支給していません。活動にかかる交通費等として、活動費を支給しています。
- 民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。（※活動費と会費負担については詳細裏面）

【秘密を守る義務があります】

- 民生委員法により、住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があり、委員を辞めた後も、秘密を守る必要があります。

【地区民児協に所属し、相談・協力して活動します】

- すべての民生委員・児童委員は、概ね連合町内会の区域単位で組織された、地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）に所属します。地区民児協では、関係機関との連絡・調整、日ごろの活動についての情報交換や地域の福祉課題の検討などを行っています。

【参考】活動費の支給と会費のご負担について

【活動費の支給】

年間 70,200 円

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年2回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

【会費の負担】

年間 9,000 円（令和6年度の場合）

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

また、**栄区民生委員児童委員協議会**は、会員相互の互助と親睦を図るため互助会を組織しています。

【会費】

- ・横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協） 7,500 円
- ・栄区社会福祉協議会（区社協） 1,000 円
- ・栄区民生委員児童委員協議会 500 円

横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 資格要件	<p>18歳以上で横浜市議員の選挙権を有する方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができ、円満な常識を持ち、健康である方 その地域の実情をよく知っており、地域の方が気軽に相談に行けるような方 個人情報について、十分配慮し適正な管理ができる方 	
①適任者		
②年齢要件 (基準日) 令和7(2025)年 4月1日		
③居住要件	<p>原則、担当地域内に居住する方</p>	
2. 任期	<p>3年 令和7年(2025)年11月30日まで</p>	
3. 推薦主体	地区推薦準備会	連合地区推薦準備会
①設置の単位	主に自治会町内会を単位とします。	主に地区連合町内会を単位とします。 (地区民児協を単位とします。)
②構成	推薦人5～10人	推薦人5～10人
③構成員 (推薦人)	自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方 ※自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。	地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方 ※地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。
	<p>地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。</p>	

4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催

開催までの準備

・候補者の人選

地区推薦準備会（民生委員・児童委員の推薦）、連合地区推薦準備会（主任児童委員の推薦）の会議開催までに、候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼しておきます。

履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。取扱いには十分注意してください。

・推薦人の人選

推薦準備会の会議開催までに推薦準備会推薦人を選出しておきます。「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。

・開催の案内

推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。

開催

①開催条件の確認

自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。

②会議の進行

会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。

③審議

主に次の点について審議します。

- ・適任者の要件を満たしているか。
- ・留意事項を確認しているか。
- ・年齢要件、居住要件を満たしているか。
- ・個人情報取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。

④会議録の作成

「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。

会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。

候補者の内申

推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。

- (1) 「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
- (2) 「地区・連合地区推薦準備会会議録」
- (3) 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

令和6年12月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数一覧

計	民生委員・児童委員				主任児童委員				合計			
	定数	現員数			定数	現員数			定数	現員数		
		男	女	計		男	女	計		男	女	計
	4,214	886	3,037	3,923	530	22	459	481	4,744	908	3,496	4,404
鶴見区	305	83	218	301	34	7	27	34	339	90	245	335
神奈川区	282	48	209	257	36	1	33	34	318	49	242	291
西区	124	26	86	112	12	2	10	12	136	28	96	124
中区	169	32	125	157	26	2	20	22	195	34	145	179
南区	247	64	163	227	33	0	32	32	280	64	195	259
港南区	261	42	201	243	30	1	27	28	291	43	228	271
保土ヶ谷区	253	43	187	230	46	1	43	44	299	44	230	274
旭区	293	47	212	259	40	2	30	32	333	49	242	291
磯子区	217	42	153	195	20	1	14	15	237	43	167	210
金沢区	249	36	180	216	32	0	29	29	281	36	209	245
港北区	375	85	269	354	46	1	45	46	421	86	314	400
緑区	204	38	160	198	23	0	21	21	227	38	181	219
青葉区	298	45	238	283	32	0	30	30	330	45	268	313
都筑区	168	48	107	155	20	3	15	18	188	51	122	173
戸塚区	305	73	220	293	38	0	35	35	343	73	255	328
栄区	149	39	101	140	14	0	14	14	163	39	115	154
泉区	168	55	102	157	24	1	21	22	192	56	123	179
瀬谷区	147	40	106	146	24	0	13	13	171	40	119	159

* 定数は令和6年12月1日現在

民生委員・児童委員、主任児童委員

担当する地域の中で、介護や子育てなど、住民の方の福祉に関わる悩みや困りごとの相談に乗り、地域ケアプラザや区役所など適切な機関につなぐ役割を担っています。

子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員が主任児童委員です。



日ごろの活動

- | | |
|------------------|--------------------------------|
| 見守り | 担当区域にお住まいの方の見守りや子どもたちへの声掛け |
| 相談・情報提供 | 困りごとの相談にのり、利用できる福祉サービス情報を案内します |
| 地域のつなぎ役 | 必要な福祉サービスが受けられるよう地域の専門機関につなぎます |
| 交流の場づくり | 昼食会やサロンなど交流活動の運営・サポートに携わっています |
| 行政の業務への協力 | 区福祉保健センターなど関係機関の業務へ協力しています |

活動の様子(一例)



見守り活動



地域の親子の居場所「子育てサロン」

次のようなご相談は民生委員の役割ではありません

- × 身の回りの世話をしてほしい
- × 救急車に同乗してほしい
- × 保証人になってほしい
- × 子どもを預かってほしい
- × お金を貸してほしい

民生委員活動の基本

地域・行政等との協力

- 地域の方と協力し地域情報を把握しながら活動します
- 地域ケアプラザ・区社会福祉協議会・区役所が活動をサポートします

民生委員児童委員協議会（民児協）

- 民生委員同士で民児協（地区・区・市）を組織し、活動に役立つ情報の共有や、活動の相談等を行っています
- 知識習得やスキル向上のための研修を行っています

身分と守秘義務

- 厚生労働大臣から委嘱を受けた地域福祉のボランティア
- 任期は3年で、再任できます
- 住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があります

活動費の支給と会費のご負担

<活動費の支給> 年間 70,200 円

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年2回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

<会費のご負担> 年間 9,000 円(令和6年度の場合)

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

また、栄区民生委員児童委員協議会は、会員相互の互助と親睦を図るため互助会を組織しています。

【会費】

- ・横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協） 7,500 円
- ・栄区社会福祉協議会（区社協） 1,000 円
- ・栄区民生委員児童委員協議会 500 円

【担当】 栄区役所 福祉保健課 運営企画係

電話：045-894-6963 FAX：045-895-1759 メールアドレス：sa-minsei@city.yokohama.jp

民生委員・児童委員の年齢要件の特例について (令和7年12月1日付一斉改選以降)

担い手確保が課題となっている中で、ご本人に意欲があり、自治会町内会長等の同意もあるなど、条件を満たす方には、活動を続けていただける仕組みが必要であると考え、次期（令和7年12月）一斉改選では、下記の通り民生委員・児童委員の年齢要件について、特例を設けることとします。

なお、年齢要件の特例は、本来の資格要件を満たす候補者の推薦が難しい場合、かつ、条件を全て満たす場合における、あくまでも「特例」です。

「特例」であることを十分にご認識いただき、やむを得ず特例で推薦する際は、継続して適任者を探して下さるようお願いいたします。

※年齢要件の特例は、再任の方に限った特例であり、任期満了に伴う「再任」の推薦区分がある一斉改選のみの運用です。

したがいまして、今回ご依頼しております令和7年7月の欠員補充は、現行の年齢要件での運用となりますのでご注意ください。

現行	変更後
<p>◆新任 68歳までの者。ただし、選出が困難な場合に限り、74歳までの者とすることができる。</p> <p>◆再任 74歳までの者</p>	<p>◆新任（変更なし） 68歳までの者。ただし、選出が困難な場合に限り、74歳までの者とすることができる。</p> <p>◆再任 74歳までの者。<u>ただし、選出が困難な場合は1期（3年間）のみを再任期間として、75歳以上の者とすることができる。（条件あり）</u></p> <p>【条件】 下記3つの条件を満たしたときのみ、推薦ができるものとする。</p> <p>①健康で本人に意欲があり活動に支障がない ②自治会町内会の代表（会長）の同意がある ③地区民児協の代表（会長）の同意がある</p> <p><u>※ただし、特例的な扱いであることから、引き続き後任者の選出に努める。</u></p>

※主任児童委員の年齢要件については変更ありません。

区連会 2月定例会資料
令和7年 2月 20日
福 祉 保 健 課

各自治会町内会長 様

栄区福祉保健課長

第5期栄区地域福祉保健計画に関するアンケート調査の結果について（報告）

1 事業の趣旨

令和6年9月から10月に、第5期地域福祉保健計画策定に向け、地域福祉保健に関する区民ニーズの把握等を目的に実施したアンケート調査の結果を報告します。アンケート調査の結果の詳細については、ホームページに記載しています。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】御承知おきください。

【地区連長】御承知おきください。

【単位会長】御承知おきください。

3 概要（詳細は報告書概要版を参照ください）

報告書の概要版及び詳細版データは、栄区役所ホームページにてご覧いただけます。

【ホームページ】

栄区地域福祉保健計画

検索



https://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/kenko-iryo-fukushi/fukushi_kaigo/chii kifukushi/fukushi-plan/sakae.html

【担当】栄区福祉保健課 川村・小川・市村

電話：894-6962

FAX：895-1759

E-mail：sa-fukuhoplan@city.yokohama.lg.jp

令和6年度栄区地域福祉保健計画区民アンケート調査 結果概要

* 報告書(概要版・詳細版)は
ホームページでご覧いただけます

栄区地域福祉保健計画 [検索](#)

【調査概要】

- 調査対象：住民基本台帳から無作為抽出した栄区内に居住する 18 歳以上の市民 3,000 人
- 調査期間：令和6年9月24日～10月31日
- 調査方法：郵送配布、郵送回収・インターネットによる回答
- 設問数：20問
- 回収数：1,405 票（回収率 46.8%、うち有効回答票 1,403 票（郵送回答 1,065 票（75.9%）、インターネット回答 338 票（24.1%））
- 回収内訳

		18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	不明	合計
郵送回答	n	43	48	97	176	142	552	7	1,065
	%	4.0	4.5	9.1	16.5	13.3	51.8	0.7	100.0
インターネット回答	n	48	57	63	84	46	39	1	338
	%	14.2	16.9	18.6	24.9	13.6	11.5	0.3	100.0

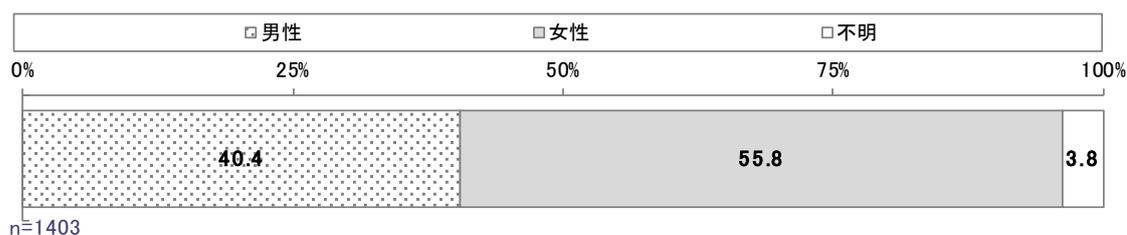
【調査結果】

1 回答者の属性

(1) 性別

・回答者の性別は「女性」（55.8%）が男性（40.4%）を上回っている。

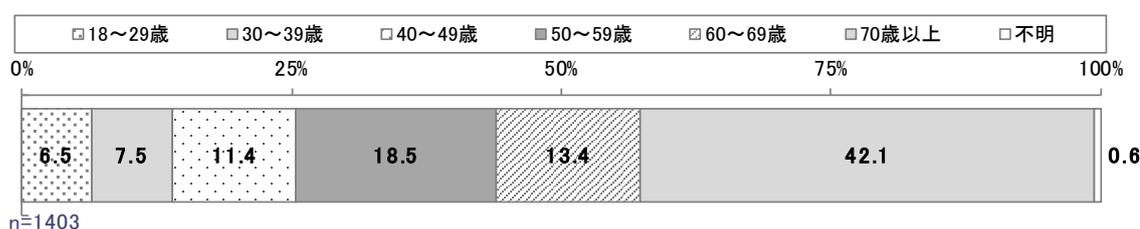
問1-1 性別



(2) 年齢

・回答者の年齢は「70歳以上」（42.1%）が最も多く、「50～59歳」（18.5%）が続く。

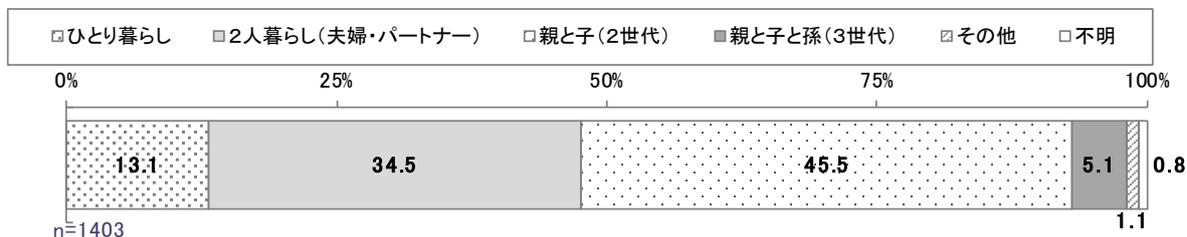
問1-2 年齢区分



(3) 家族形態

- ・「親と子（2世代）」（45.5%）が最も多く、続く「2人暮らし（夫婦・パートナー）」（34.5%）を11.0ポイント上回る。

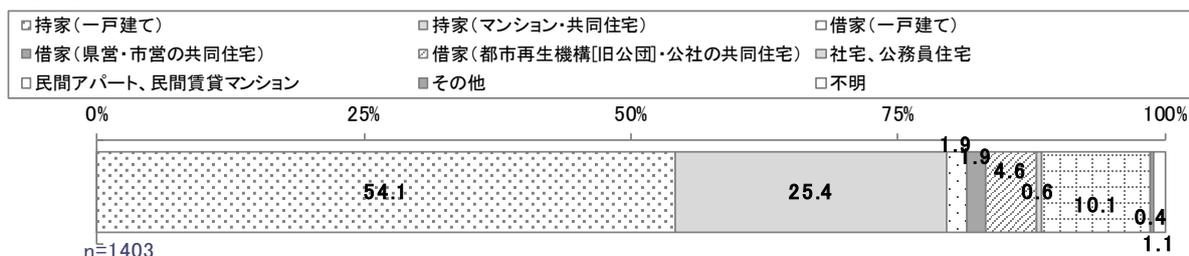
問1-3 世帯構成



(4) 居住形態

- ・「持家（一戸建て）」（54.1%）が最も多く、続く「持家（マンション・共同住宅）」（25.4%）と合わせると約8割が『持家』である。

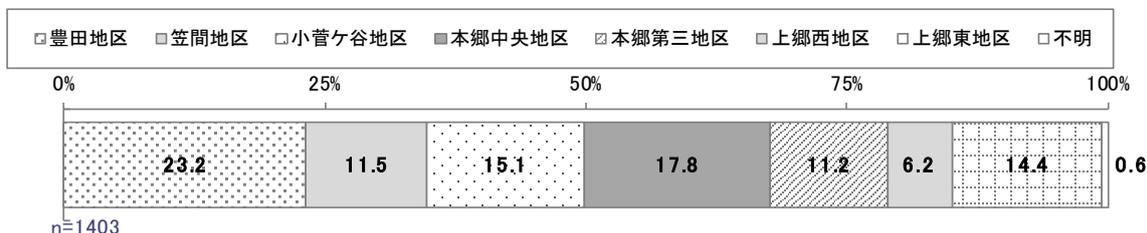
問2 現在のお住まい



(5) 居住地区

- ・「豊田地区」（23.2%）が最も多く、「本郷中央地区」（17.8%）、「小菅ヶ谷地区」（15.1%）が続く。

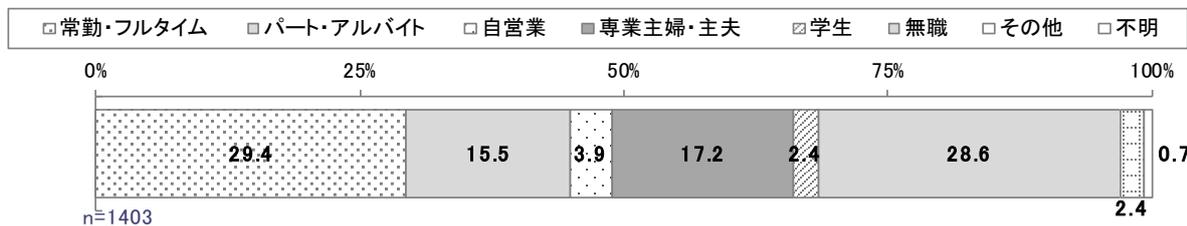
問3 居住地区別



(6) 仕事の状況

- ・「常勤・フルタイム」(29.4%)が最も多く、「無職」(28.6%)、「専業主婦・主夫」(17.2%)が続く。

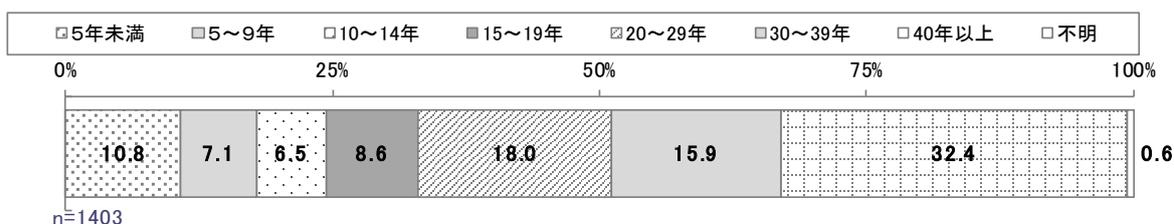
問4 あなたのお仕事の状況はどれに該当しますか



(7) 居住期間

- ・「40年以上」(32.4%)が最も多く、「20~29年」(18.0%)、「30~39年」(15.9%)が続く。

問5 栄区にお住まいの期間

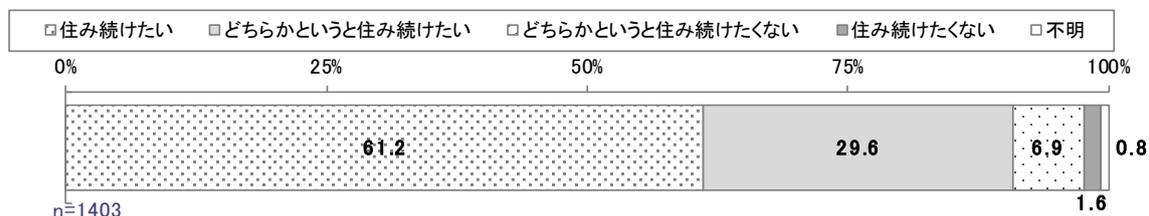


2 身近な生活について

(1) 定住意向

- ・「住み続けたい」と「どちらかという住み続けたい」を合わせた現在の居住地に『住み続けたい』の割合は90.8%である。

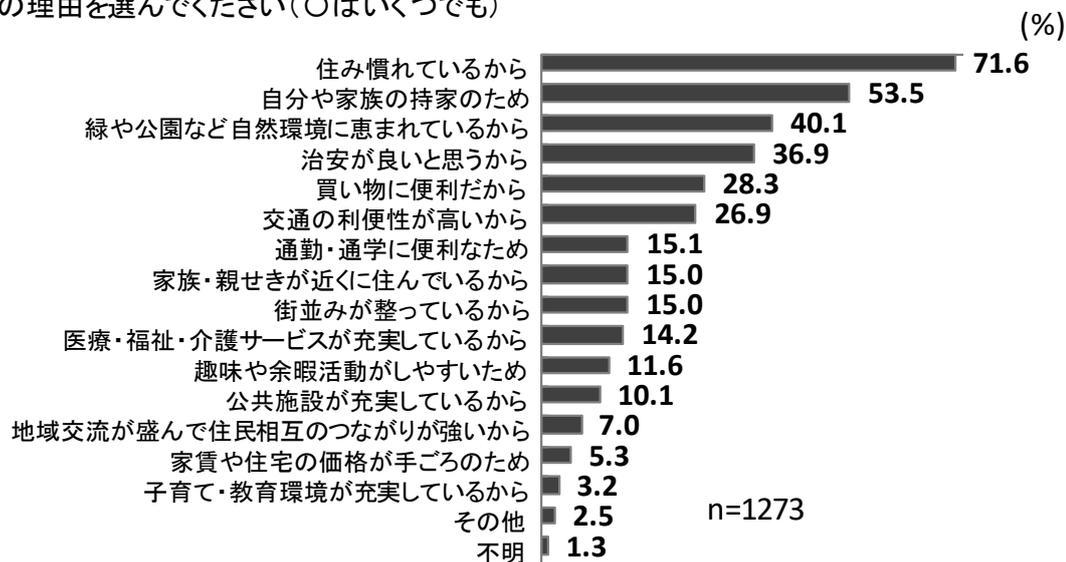
問6 これからも栄区に住み続けたいと思いますか。



(2) 住み続けたいと思う理由

- ・「住み慣れているから」(71.6%)が最も多く、続く「自分や家族の持家のため」(53.5%)の2項目の回答が5割を超えている。

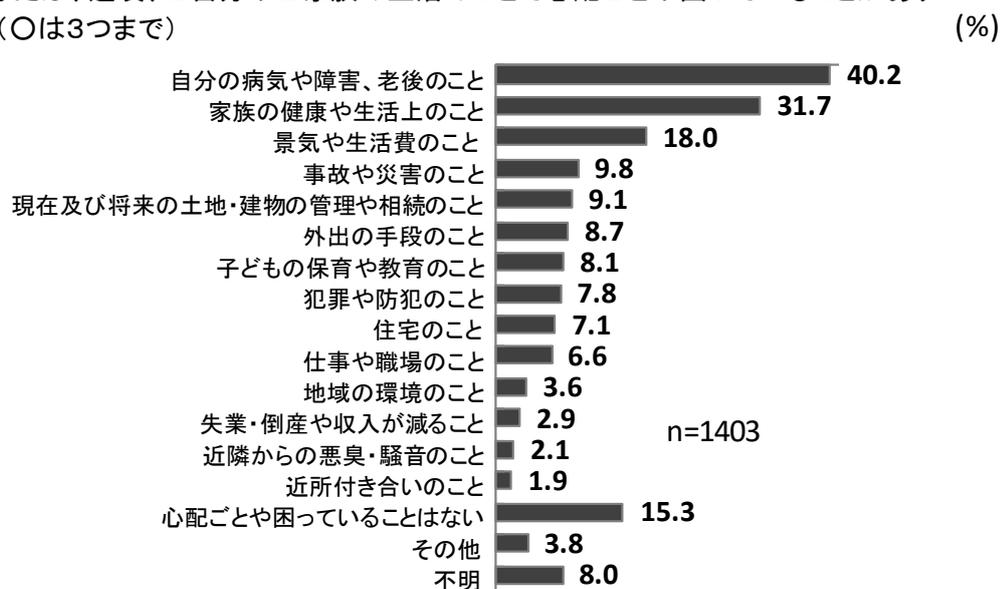
問6-1 問6で「1 住み続けたい」または「2 どちらかというに住み続けたい」と答えた方は、その理由を選んでください(○はいくつでも)



(3) 心配ごとや困っていること

- ・「自分の病気や障害、老後のこと」(40.2%)が最も多く、「家族の健康や生活上のこと」(31.7%)、「景気や生活費のこと」(18.0%)の順に続く。

問7 あなたは、近頃、ご自分やご家族の生活のことで心配ごとや困っていることがありますか。(○は3つまで)

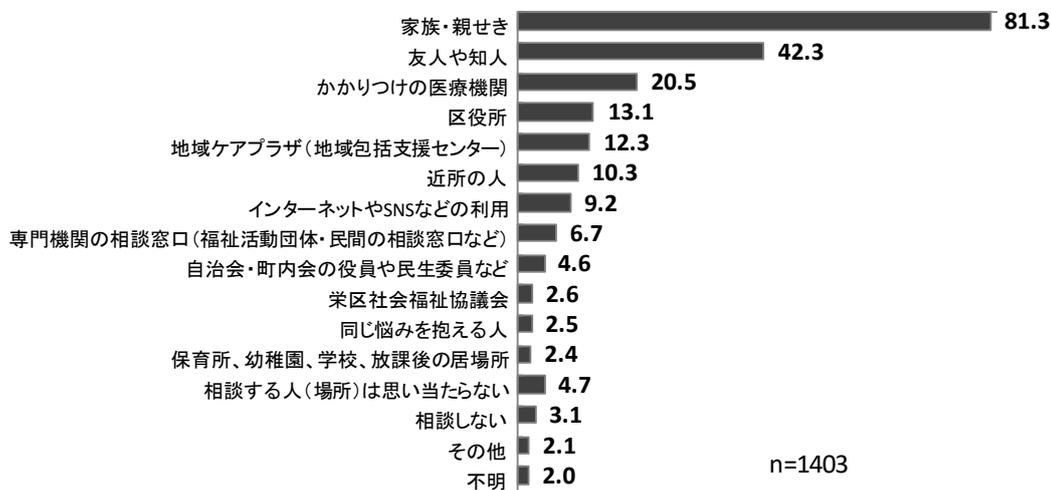


(4) 心配ごとや困ったことが起きた時、相談する人

- ・「家族・親せき」(81.3%)が最も多く、2位の「友人や知人」(42.3%)を大きく引きはなしている。3位には「かかりつけの医療機関」(20.5%)の順に続いている。

問8 心配ごとや困ったことが起きた時、相談する人や相談する場所はありますか。

それは、誰・どこですか(「相談したことがある」、または「相談しようと思う」を含めてお答えください)。(〇はいくつでも)(%)

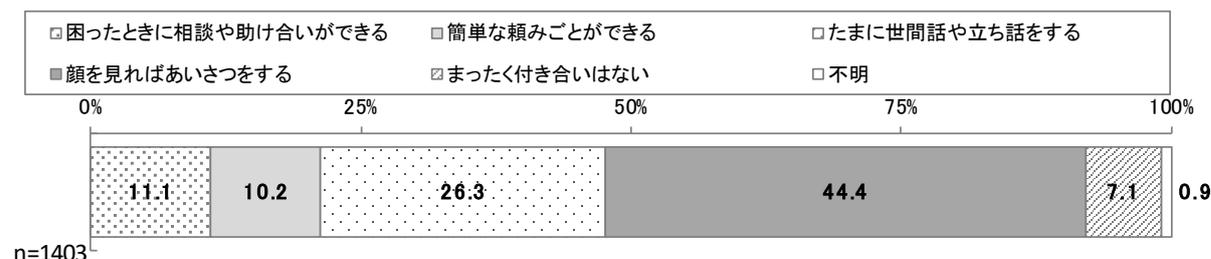


3 地域のつながりについて

(1) 隣近所とのつき合い方

- ・全体では『立ち話以上のつき合い』(「困ったときに相談や助け合いができる」、「簡単な頼みごとができる」、「たまに世間話や立ち話をする」の合計)が47.6%となっている。

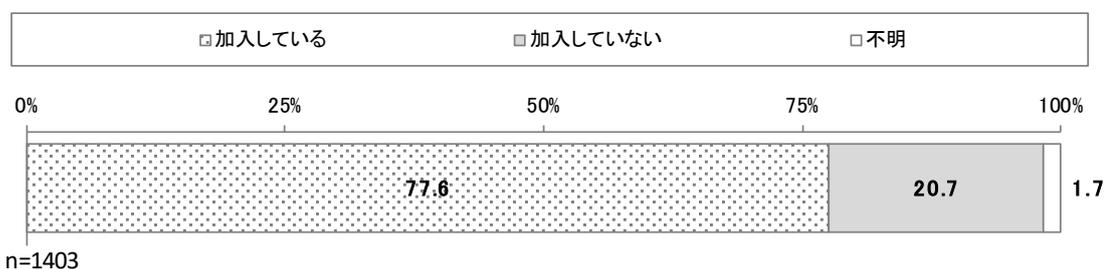
問9 あなたは日頃、近所の人とどの程度の付き合いをしていますか。



(2) 自治会・町内会に加入しているか

- ・全体では「加入している」(77.6%)が「加入していない」(20.7%)を大きく上回っている。

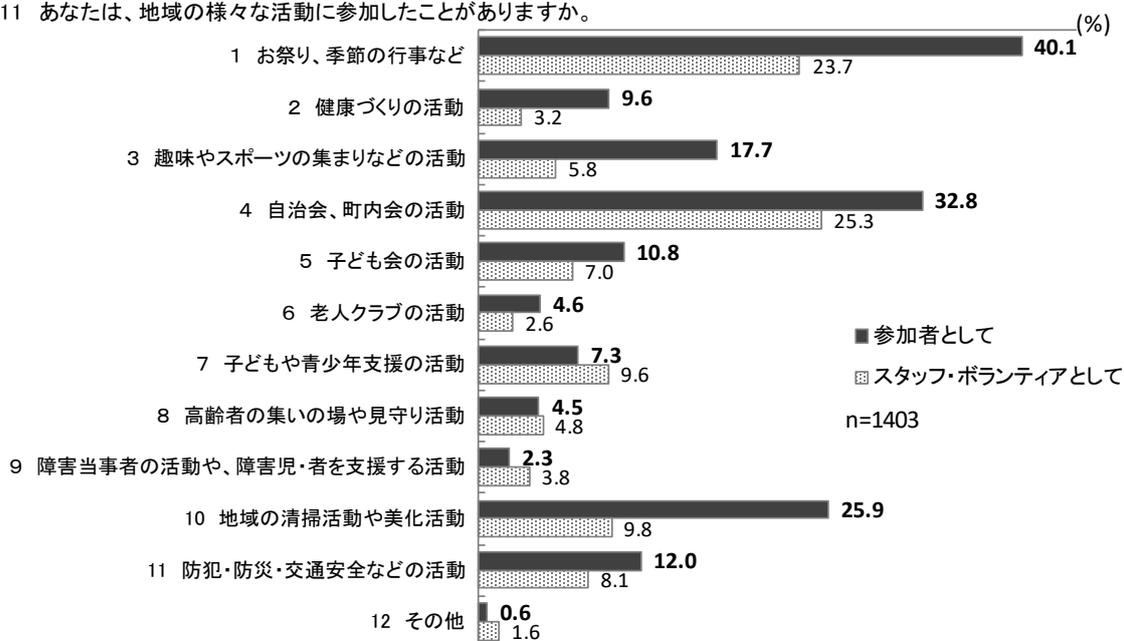
問10 あなたは、お住まいの地域の自治会・町内会に加入していますか。



(3) 地域活動への参加

- ・参加者として「参加している」割合が最も高いのは、「お祭り、季節の行事など」(40.1%)で、「自治会、町内会の活動」(32.8%)、「地域の清掃活動や美化活動」(25.9%)が続いている。
- ・スタッフ・ボランティアとして「参加している」割合が高いのは、「自治会、町内会の活動」(25.3%)、「お祭り、季節の行事など」(23.7%)が多く挙げられている。

問11 あなたは、地域の様々な活動に参加したことがありますか。

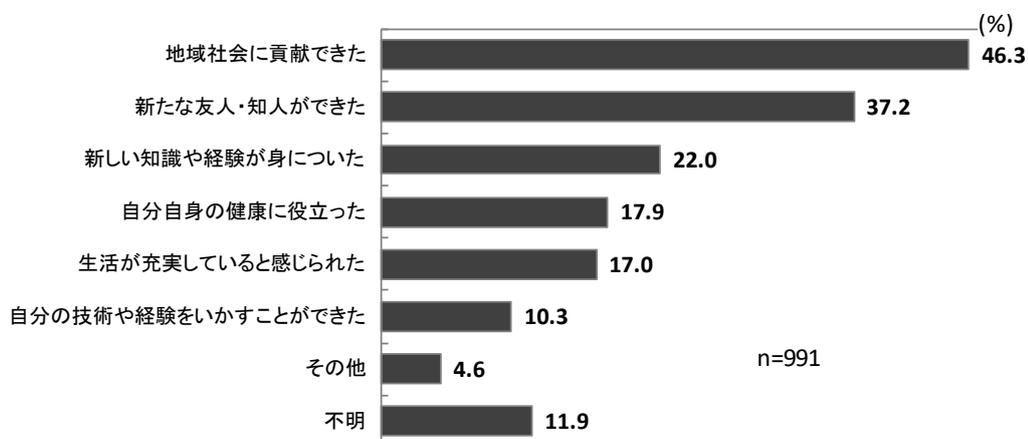


(4) 活動に参加してよかったこと

- ・「地域社会に貢献できた」(46.3%)が最も多く、「新たな友人・知人ができた」(37.2%)、「新しい知識や経験が身についた」(22.0%)が上位に挙げられている。

【問11で1つでも「参加したことがある」を選んだ方にうかがいます】

問11-1 活動に参加してよかったと思うことは何ですか。(参加者または、スタッフ・ボランティアとして参加したことがある方)

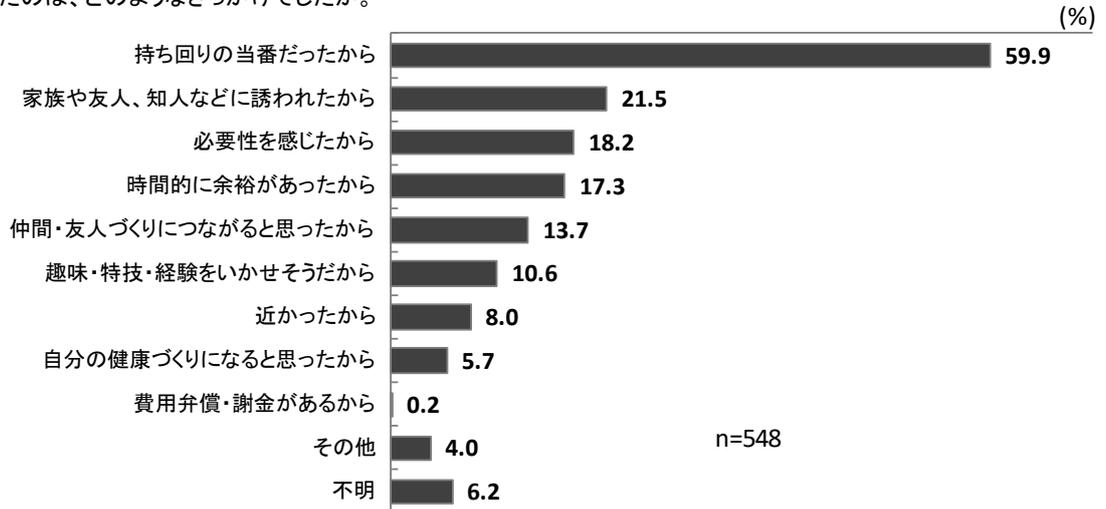


(5) 活動に参加したきっかけ

- ・「持ち回りの当番だったから」(59.9%)が最も多く、続く「家族や友人・知人などに誘われたから」(21.5%)を大きく引きはなしている。

【問11で1つでも「スタッフ・ボランティアとして参加している」を選んだ方は、問11-2をお答えください】

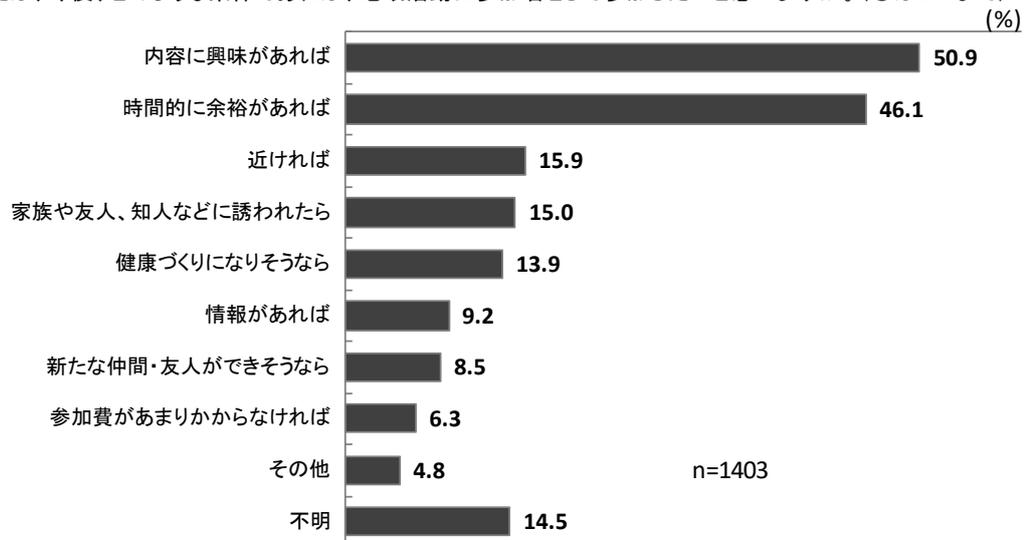
問11-2 参加したのは、どのようなきっかけでしたか。



(6) 今後、参加者として地域活動に参加したいと思う条件

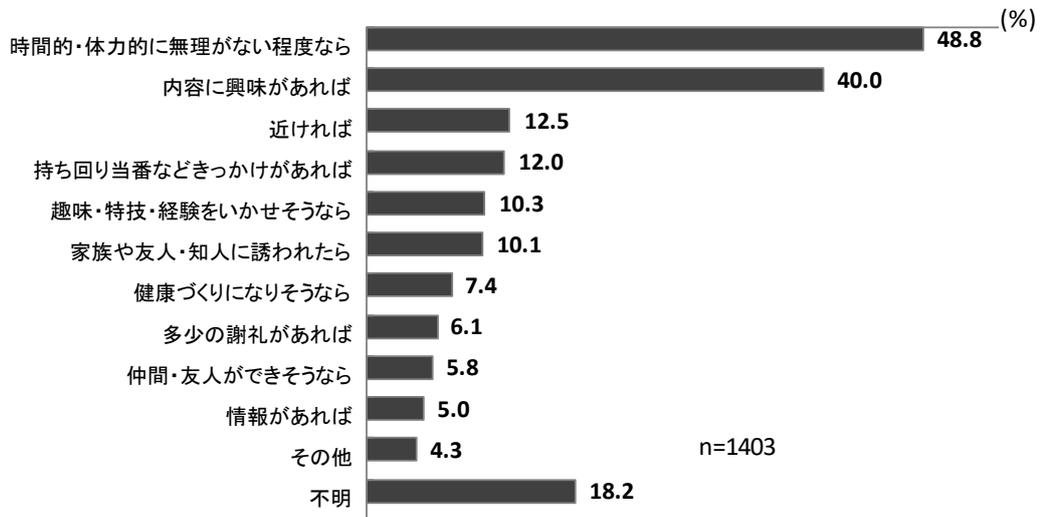
- ・「内容に興味があれば」(50.9%)と「時間的に余裕があれば」(46.1%)の2つの回答が、続く「近ければ」(15.9%)以降を大きく引きはなしている。

問12 あなたは、今後、どのような条件であれば、地域活動に参加者として参加したいと思いますか。(〇は3つまで)



- (7) 今後、スタッフ・ボランティアとして地域活動に参加したいと思う条件
- ・「時間的・体力的に無理がない程度なら」(48.8%)と「内容に興味があれば」(40.0%)が、続く「近ければ」(12.5%)を大きく引きはなしている。

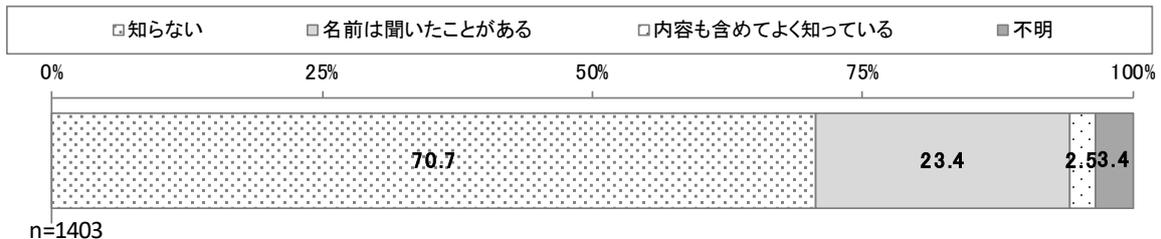
問13 あなたは、どのような条件であれば地域活動にスタッフ・ボランティアとして参加したいと思いますか。(〇は3つまで)



4 福祉保健について

- (1) 栄区地域福祉保健計画「さかえ・つながるプラン」の認知
- ・全体では「内容も含めてよく知っている」(2.5%)と「名前は聞いたことがある」(23.4%)を合わせると『知っている』は25.9%である。

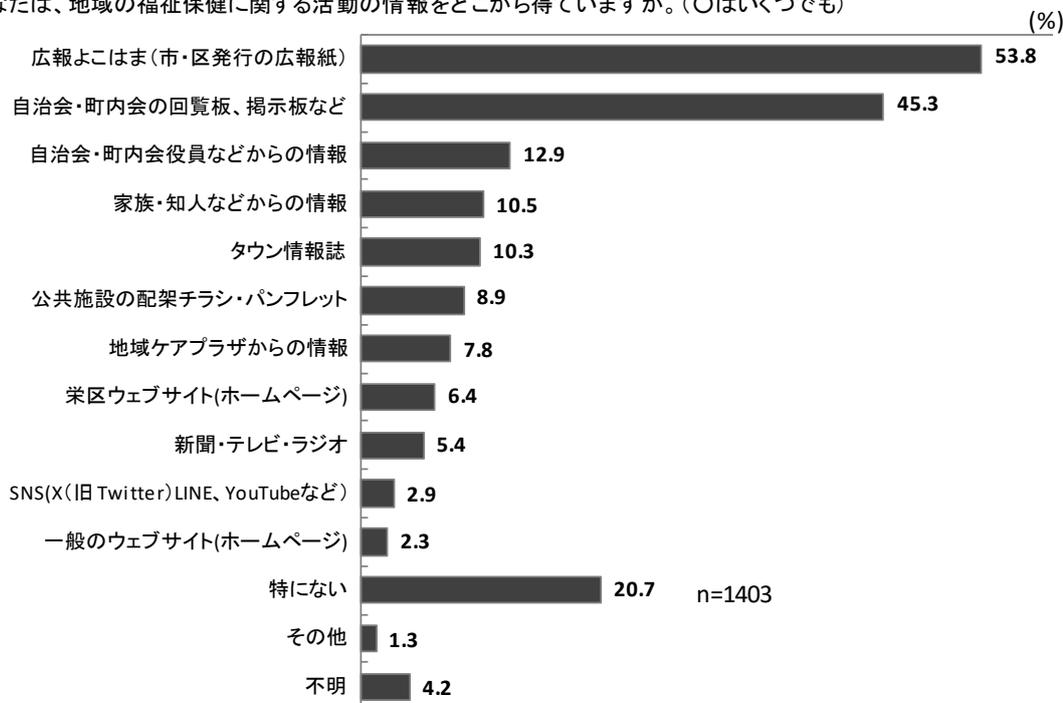
問14 あなたは、栄区地域福祉保健計画「さかえ・つながるプラン」について知っていますか。



(2) 情報をどこから得ているか

- ・「広報よこはま（市・区発行の広報紙）」（53.8%）と「自治会・町内会の回覧板、掲示板など」（45.3%）が、続く「自治会・町内会役員などからの情報」（12.9%）を大きく引きはなしている。
- ・「特にない」（20.7%）は約2割の回答である。

問15 あなたは、地域の福祉保健に関する活動の情報をどこから得ていますか。（〇はいくつでも）

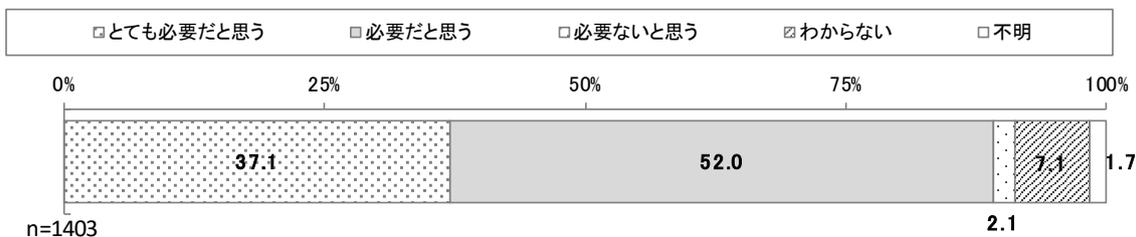


5 安全・安心・健康について

(1) 顔の見える関係づくりに取り組むことは必要か

- ・「とても必要だと思う」（37.1%）と「必要だと思う」（52.0%）を合わせた『必要』の割合は89.1%である。

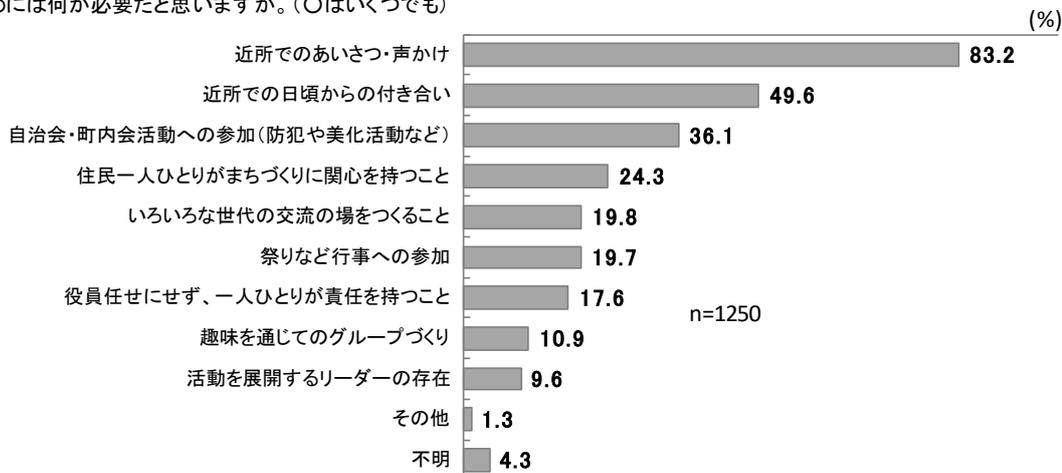
問16 災害時に地域での助け合いが上手くいくためには、日頃からお互いを気に掛け合うなど顔の見える関係づくりに取り組むことは必要だと思いますか。（〇は1つ）



(2) 顔の見える関係づくりのために必要なこと

- ・「近所でのあいさつ・声かけ」(83.2%)が最も多く、続く「近所での日頃からの付き合い」(49.6%)を大きく引きはなしている。

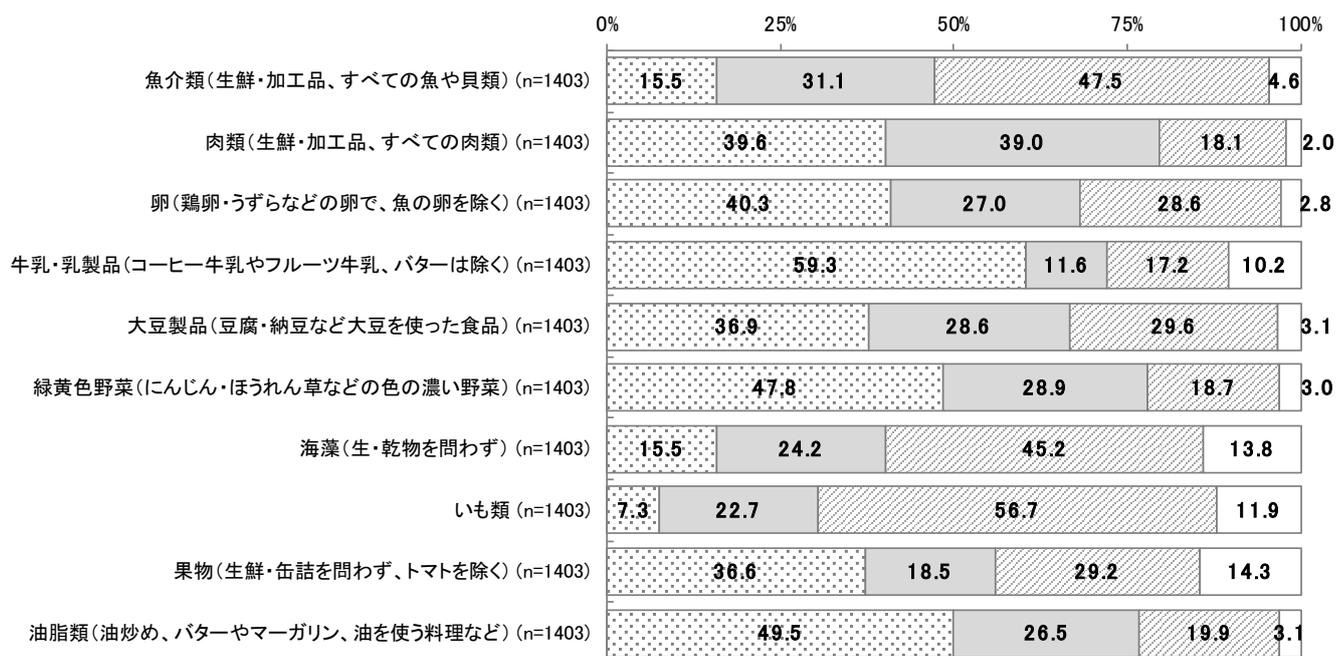
問16-1(問16で「1 とても必要だと思う」または「2 必要だと思う」に○をつけた方のみ)地域で顔の見える関係づくりを進めるためには何が必要だと思いますか。(○はいくつでも)



(3) 食べ物を摂取する頻度

- ・10品目の食品について食べる頻度をたずねたところ、「ほとんど毎日」の割合が最も高いのは「牛乳・乳製品」(59.3%)で、「油脂類」(49.5%)、「緑黄色野菜」(47.8%)が続いている。

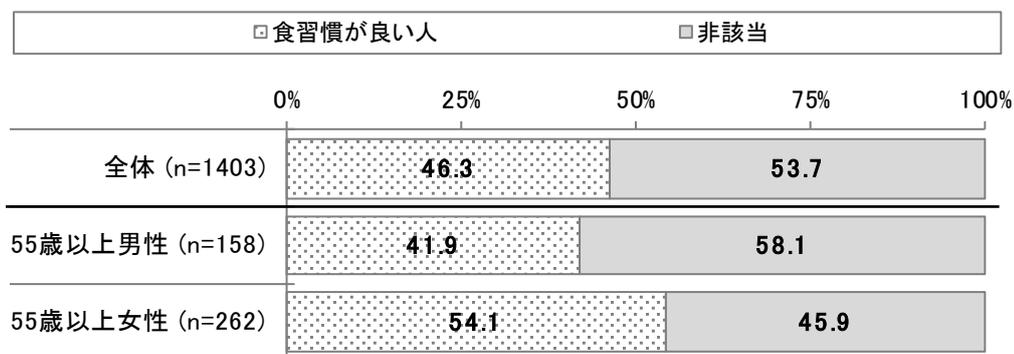
問17 あなたは、下記の1～10の食べ物をどのくらいの頻度で食べていますか。それぞれ、ここ1週間くらいの食事についてあてはまるものをお答えください。(○は1つずつ)



(4) 食習慣が良い人

- ・10品目のうち4品目以上「ほとんど毎日」と回答した人を「食習慣が良い人」として集計したところ、46.3%が該当する。
- ・55歳以上の男女を比べると、「食習慣が良い人」の割合は女性（54.1%）が男性（41.9%）を12.2ポイント上回っている。

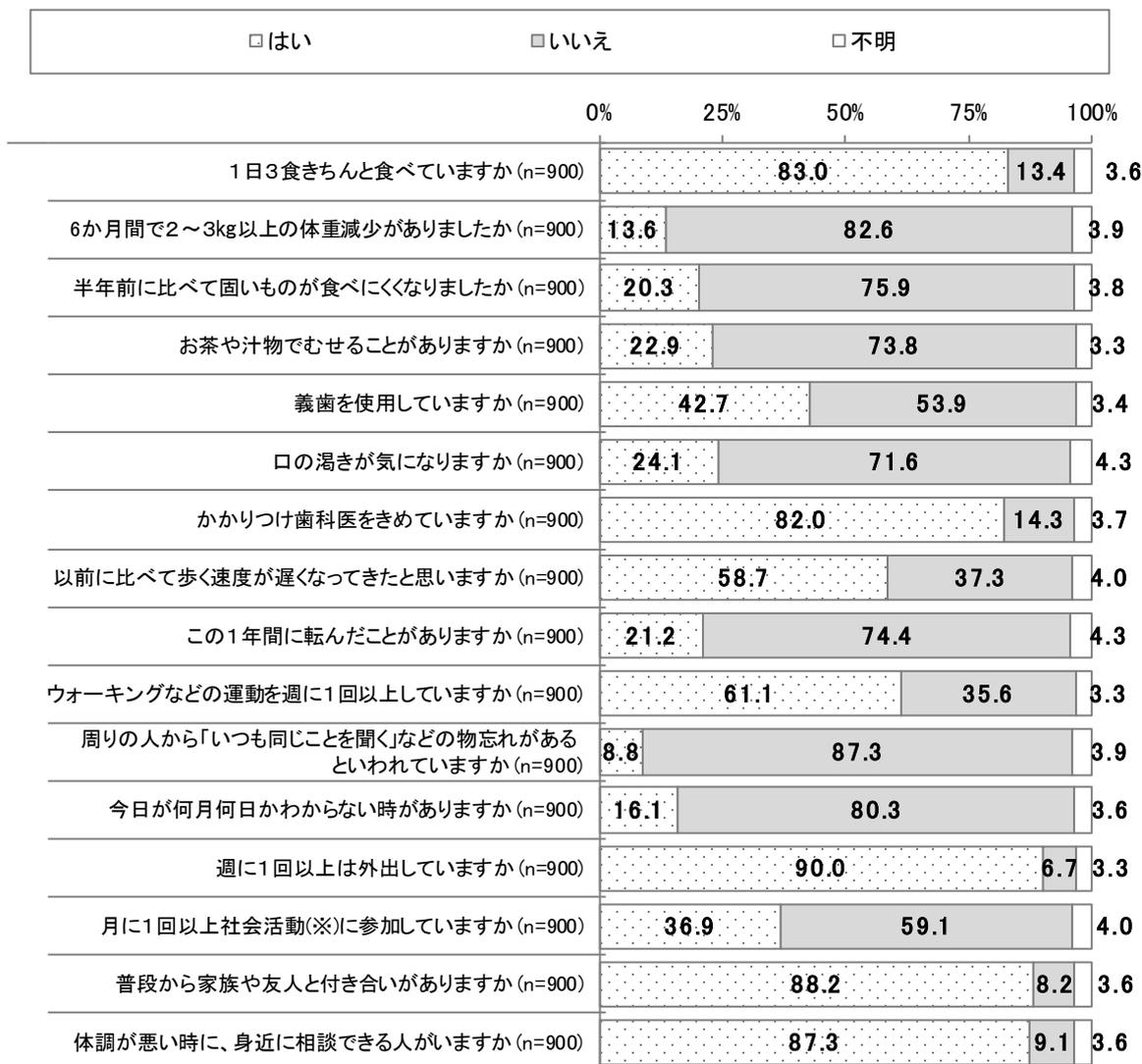
食習慣が良い人



(5) 普段の生活

- ・55歳以上の方に普段の生活についてたずねたところ、「週に1回以上は外出していますか」は「はい」が90.0%で最も多く、「普段から家族や友人と付き合いがありますか」、「体調が悪い時に、身近に相談できる人がいますか」、「1日3食きちんと食べていますか」、「かかりつけ歯科医を決めていますか」は「はい」が8割を超えている。

問18 あなたの普段の生活についてお聞きします。あてはまるものをお答えください。
(○は1つずつ)※55歳以上の方のみご回答ください。

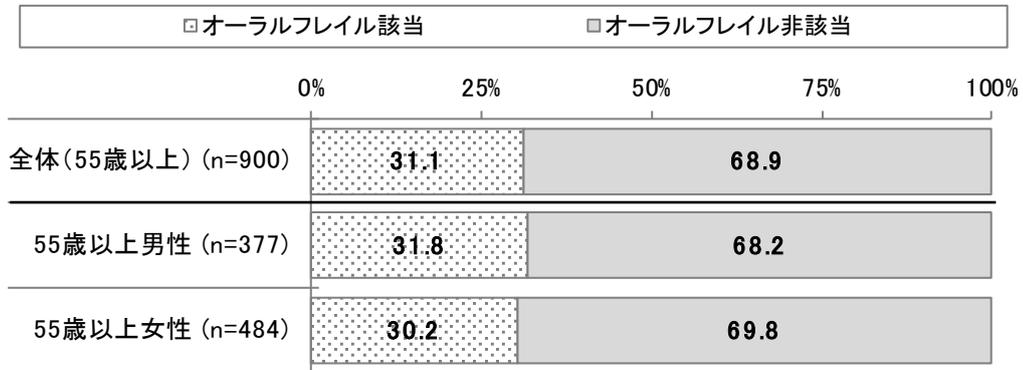


(※)社会活動とは、「楽しさ、やりがいのある活動や、みんなで集う機会に参加すること」です。(例)町内会、ボランティア、創作・趣味活動、健康体操、茶話会、シニアクラブ、サロンなど

(6) オーラルフレイル

- ・55歳以上の方に普段の生活についてたずねたところ、オーラルフレイル（お口のささいな衰えからはじまる「お口の虚弱」）に該当するのは31.1%である。
- ・オーラルフレイルに該当するのは、男性が31.8%、女性は30.2%である。

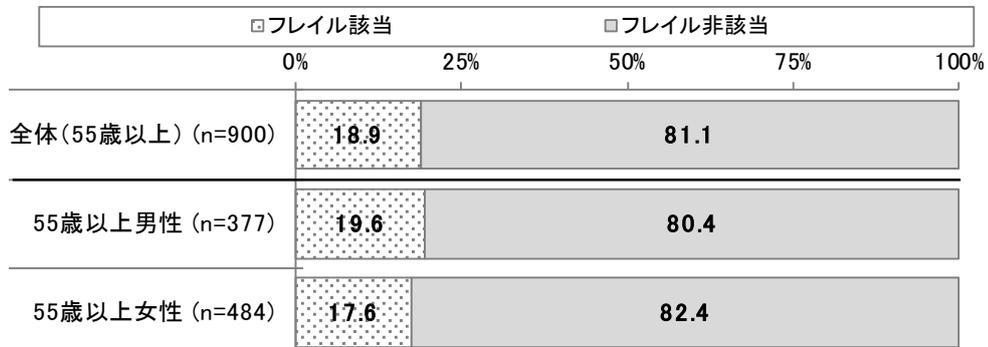
オーラルフレイル該当者



(7) フレイル

- ・55歳以上の方に普段の生活についてたずねたところ、フレイル（『加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態』を表す“frailty”の日本語訳として日本老年医学会が提唱した用語）に該当するのは18.9%である。
- ・フレイルに該当するのは、男性は19.6%、女性は17.6%である。

フレイル該当者

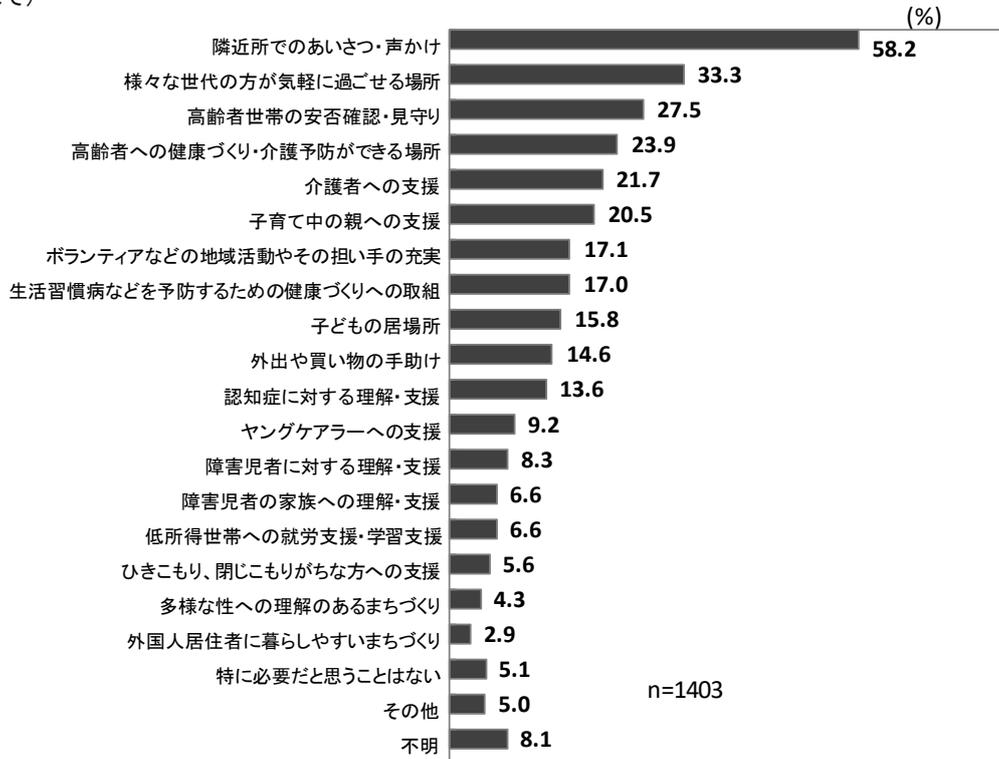


6 栄区の福祉保健全般について

(1) 今後地域で充実するとよいと思うこと

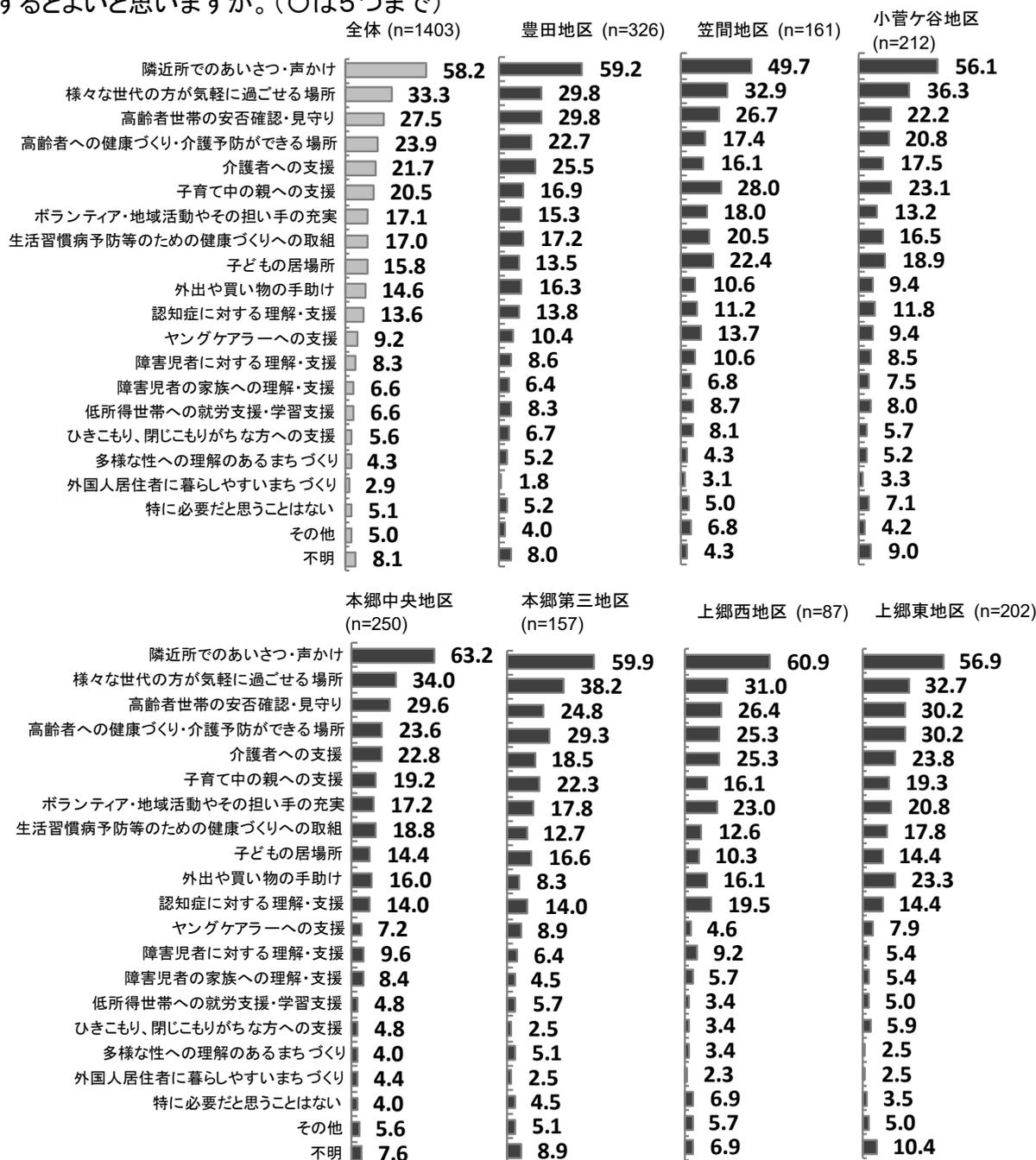
- ・「隣近所でのあいさつ・声かけ」(58.2%)が最も多く、「様々な世代の方が気軽に過ごせる場所」(33.3%)、「高齢者世帯の安否確認・見守り」(27.5%)が上位3項目に挙げられている。

問19 お住まいの地域がもっと住みやすくなるために、どのようなことが今後地域で充実するとよいと思いますか。
(〇は5つまで)



- ・居住地区別では、「子育て中の親への支援」が「笠間地区」（28.0％）と「小菅ヶ谷地区」（23.1％）は3位に挙げられている。
- ・「高齢者への健康づくり・介護予防ができる場所」が「上郷東地区」（30.2％）と「本郷第三地区」（29.3％）で3位に挙げられている。

問19 お住まいの地域がもっと住みやすくなるために、どのようなことが今後地域で充実（％）するとよいと思いますか。（〇は5つまで）



※レイアウトの関係で選択肢の一部を省略しています

(2) ご意見・ご提案・第5期栄区地域福祉保健計画への期待

- ・「暮らしやすいまちづくりについて」に関する記載（169件）が最も多く、「地域のつながり、支えあいについて」に関する記載（95件）が続いている。最も多いのは「暮らしやすいまちづくりについて」のうち「バスの増便、車の運行サービス、夜間運行希望」（33件）であった。

暮らしやすいまちづくりについて	169
バスの増便、車の運行サービス、夜間運行希望	33
高齢者施設、高齢者が暮らしやすいまちを希望	19
商業施設の充実・活性化	18
公共交通システムの整備	15
道路・歩道整備、渋滞の解消を望む	10
保育施設、保育環境に関する要望	8
遊び場・公園整備に関する要望	7
まちの美化、治安をよくしてほしい	6
雑草問題について	6
中高生を含む子供向け設備の要望	6
ごみ出しマナー、ごみ回収について	5
空き家問題	5
防犯対策を強化してほしい	5
交通マナー、駐輪場整備など	4
個人商店の充実、商店街の活性化を希望	3
川の整備	3
土地の利用	3
インフラ整備	2
駅周辺の整備	2
その他	9
地域のつながり、支えあいについて	95
地域活動、地域コミュニティについて	21
防災対策の強化・援助	15
地域のつながり、あいさつ	12
障害者に優しいまちづくり、障害者施設の充実を希望	6
福祉活動について	5
子どもと高齢者のつながりを希望	4
外国人について	3
高齢化問題	3
子ども世帯への支援	3
子ども政策全般、教育問題	3
若者・子育て世代が暮らしやすいまちづくり	3
孤独死問題	2
その他	15
情報が行き届くことについて	20
地域活動、趣味活動の情報提供等に関する要望	10
高齢者サービスやシニア向けイベントについて	5
気軽に相談できる窓口（子ども、高齢者など）が欲しい、知りたい	3
広報不足	2
区政、行政サービスについて	46
区への感謝、労い	14
市政・区政全体への期待、要望	11
税金、補助金、保険料について	4
栄区について	3
医療費が高い	2
投票所に関する要望	2
その他	10
その他（2件以上のご意見）	26
自らの心情、活動について	20
本アンケートについて	6
その他（各1件のご意見）	17

令和 7 年国勢調査の実施に伴う御協力のお願について【協力依頼】

1 事業の趣旨

本年 10 月 1 日に全国一斉に令和 7 年国勢調査が実施されます。

国勢調査は統計法に基づき、国内に居住する全ての人及び世帯を対象に行われる国の最も大規模かつ重要な統計調査です。自治会・町内会におかれましては、本調査の重要性を御理解いただき、実施について特段の御配慮と国勢調査に携わる調査員の推薦について、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

2 お願いしたいこと

【区連長】御承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】国勢調査員として 4 月 18 日（金）までに適任者の推薦をお願いします。
推薦依頼文は、資料 1 をご覧ください。

※今後、調査周知に係るポスター掲示依頼を行う予定です。

3 調査員の概要

調査区内の居住世帯（1 調査区あたり約 50 世帯）に対して、調査書類の配布などを行っていただきます。

調査員の方には一人あたり原則 2 調査区（約 100 世帯程度）を担当していただきます。

《参考：報酬（前回実績額）》

- ・ 1 調査区（約 50 世帯）で 42,000 円程度
- ・ 2 調査区（約 100 世帯）で 78,000 円程度

※調査員報酬は、実際に調査した世帯数により額が増減します。また、前回に比べ増額見込みです。

4 自治会・町内会別 調査区・調査員数について・・・別紙 1 のとおり

参考：調査書類の配布方法について

令和 2 年国勢調査では新型コロナウイルス感染拡大防止として、例外的に非接触型の調査方法を採用していましたが、令和 7 年調査では従来の調査方法（※）にすることが総務省から示されています。

対面による調査書類の配布が原則となりますが、世帯に説明することが困難と見込まれる場合は、外観やマンションの管理員に確認するなどして居住確認を行えた時点で調査書類を郵便受けなどに入れて配布することができます。

※平成 27 年以前の調査方法：不在世帯があった場合、日・時を変えるなどして少なくとも 3 回訪問し、それでも世帯と面接することが困難と見込まれる場合は調査書類を郵便受けに入れて配布

番号	団体名	調査区数	調査員数
1	飯島町内会	46	29
2	富士見台自治会	7	4
3	飯島団地自治会	21	12
4	飯島ひかりが丘自治会	5	3
5	芙蓉台自治会	3	2
6	百合ヶ丘自治会	6	3
7	本郷台自治会	30	21
8	金井町内会	3	2
9	田谷町内会	14	7
10	長尾台町内会	16	9
11	コープ野村戸塚長沼自治会	1	1
12	長沼町内会 (※)	34	20
13	栄リハビリス自治会	2	1
14	みどり野ハイツ自治会	4	2
15	かいがら坂ハイツ自治会	2	1
16	ニューシティ本郷台パークヒルズ自治会	3	2
17	エコヒルズ横浜自治会	6	3
18	ワンダースケープ自治会	11	6
19	大船パークタウン自治会	3	2
20	笠間上町町内会	2	2
21	笠間山王町内会	4	2
22	笠間町内会	6	3
23	笠間西南町内会	4	4
24	笠間田立町内会	22	12
25	笠間中央町内会	11	6
26	笠間通り町町内会	19	10
27	笠間福住町内会	7	4
28	笠間宮上町内会	4	2
29	笠間余曾根町内会	10	5
30	第2大船パークタウン自治会	6	3
31	第3大船パークタウン自治会	5	3
32	松ヶ丘町内会	4	2
33	ライブタウン大船自治会	3	2
34	ガーデンアソシエ自治会	31	18
35	市営小菅ヶ谷第二住宅自治会	2	1
36	春日町町内会	7	4
37	小菅ヶ谷五月会	2	1
38	小菅ヶ谷第一町内会	20	11
39	小菅ヶ谷町内会	36	19
40	小菅ヶ谷睦会町内会	2	1
41	市営小菅ヶ谷住宅自治会	5	3
42	市営本郷台住宅自治会	5	3
43	本郷台駅前市街地住宅自治会	16	8
44	本郷中央自治会	6	3
45	大船富士見台自治会	2	2
46	東武本郷台自治会	8	4
47	小菅ヶ谷西谷戸町内会	24	12
48	小山台町内会(※)	10	5

番号	団体名	調査区数	調査員数
49	コープ野村湘南本郷台自治会	4	2
50	コープ野村本郷台自治会	3	2
51	フローラ桂台自治会	10	5
52	朝日平和台自治会	6	3
53	桂台団地自治会	5	3
54	公田町団地自治会	20	10
55	公田ハイツ自治会	6	3
56	椎郷台町内会	2	1
57	湘南ハイツ自治会	11	6
58	桂公田町会	56	29
59	桂台自治会	17	10
60	湘南桂台自治会	29	16
61	グリーンテラス本郷台自治会	3	2
62	鍛冶ヶ谷町内会	38	21
63	港南台プリンスハイツ自治会	9	6
64	本郷富士見ヶ丘自治会	6	3
65	元大橋町内会	25	13
66	若竹町内会	11	6
67	若竹山手町会	4	2
68	中野町内会	18	10
69	ラーバン港南台自治会	2	1
70	ローレルスクエア港南台自治会	0	0
71	犬山町会	22	11
72	尾月自治会	9	5
73	上之町内会	16	8
74	亀井町自治会	9	5
75	上郷西ヶ谷団地自治会	7	5
76	上郷西ヶ谷ハイツ自治会(※)	7	4
77	港南台コートハウス自治会	2	1
78	上郷町内会	30	16
79	庄戸一丁目町会	5	3
80	庄戸二丁目町会	4	2
81	長倉町自治会	5	3
82	上郷ネオポリス自治会	17	9
83	東上郷青葉ヶ丘自治会	5	3
84	上郷台共同住宅自治会	4	2
85	みどりが丘自治会	9	5
86	庄戸三丁目町会	7	4
87	庄戸四丁目町会	4	2
88	庄戸五丁目町会(※)	6	3
自治会・町内会 計		953	530

豊田連合町内会自治会	180	108
笠間連合町内会自治会	141	80
小菅ヶ谷連合町内会自治会	135	72
本郷中央連合町内会自治会	172	92
本郷第三連合町内会	113	62
上郷西連合町会	65	35
上郷東連合町会	90	49
連合未加入(※)	57	32
連合町内会・連合未加入 計	953	530

(例)

資料1

栄 総 第 1896 号

令和 7 年 2 月 20 日

〇〇自治会・町内会 会長 様

栄区長 松永 朋美

令和7年国勢調査 調査員推薦のお願い

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、市政・区政の推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年 10 月 1 日を基準日として国勢調査が実施されます。この調査は、統計法に基づき実施される我が国の最も基本的かつ重要な調査で、国内の人口実態の把握や、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的に、国内に居住するすべての人を対象に行われるものです。

つきましては、御多用のところ恐縮に存じますが、本調査の重要性を御理解いただき、実施について特段の御配慮と御協力をお願いいたしますとともに、国勢調査員として適任の方を御推薦くださるようお願い申し上げます。

1 御推薦いただきたい調査員数等

- ・ 調査区数 _____ 調査区分（調査区域は別添の地図を御覧ください）
 - ・ 調査員数 _____ 人（うち 2 調査区分を御担当いただく調査員数 _____ 人）
- ※調査員の方には原則 2 調査区分を御担当いただくようお願いいたします。

2 提出書類

別添の「調査員就任のお願い」を御利用いただき、「調査員就任承諾書」（写真添付済のもの）と「調査員推薦名簿」を 4 月 18 日（金） までに御提出ください。

3 留意事項

御推薦に当たりましては、調査の正確性の確保とプライバシー保護のため、次のことに御留意ください。

- ア 責任を持って御自分で調査員の事務を遂行できる方
- イ 原則として 20 歳以上の方（令和 7 年 9 月 1 日）
- ウ 秘密の保護に信頼をおける方
- エ 選挙・警察に直接関係のない方
- オ 暴力団員その他の反社会勢力に該当しない方

4 調査員報酬（前回実績額）

- ・ 1 調査区（約 50 世帯）で 42,000 円程度
- ・ 2 調査区（約 100 世帯）で 78,000 円程度

※調査員報酬は、実際に調査した世帯数により額が増減します。また、前回に比べ増額見込みです。

5 任命期間

令和7年9月1日から令和7年10月31日まで

参考：調査書類の配布方法について

令和2年国勢調査では新型コロナウイルス感染拡大防止として、例外的に非接触型の調査方法を採用していましたが、令和7年調査では従来の調査方法（※）にすることが総務省から示されています。

対面による調査書類の配布が原則となりますが、世帯に説明することが困難と見込まれる場合は、外観やマンションの管理員に確認するなどして居住確認を行えた時点で調査書類を郵便受けなどに入れて配布することができます。

※平成27年以前の調査方法：不在世帯があった場合、日・時を変えるなどして少なくとも3回訪問し、それでも世帯と面接することが困難と見込まれる場合は調査書類を郵便受けに入れて配布

6 その他

(1) 調査員の担当区域について

- 調査員の担当区域は、地図の赤線で囲まれた区域です。1調査区ごとに赤線で区切られています。

また、調査区内に記載されている番号が調査区番号となり、調査員推薦名簿の番号と同一のものになります。自治会・町内会の区域でも、×がされている調査区は、御推薦いただく必要がない区域です。

- 推薦名簿に } の印がある調査区は、お一人で2調査区を担当していただく調査区です。

(原則はお一人で2調査区を担当していただくよう割り振りをしています。)

(2) 調査区の区域について

調査区域については、国の定めたルールに基づいて設定しております。

したがって、調査区の境界と、自治会・町内会の境界は必ずしも一致しておりません。

一部の地域におきましては、担当していただく調査区が、他の自治会・町内会の範囲にまたがる場合がございますので、あらかじめ御了承をお願いします。

《送付資料一覧》

- ① 令和7年国勢調査 調査員推薦のお願い (この紙)
- ② 調査員推薦名簿
- ③ 調査区地図
- ④ リーフレット
- ⑤ 区役所返送用封筒
- ⑥ 調査員就任のお願い
- ⑦ 就任承諾書
- ⑧ 封筒

自治会・町内会長様用

調査員用

推薦依頼調査員数 + 2部

【参考1】令和7年国勢調査について

1 調査の概要

国勢調査は、統計法第5条第2項の規定に基づき、日本国内に居住する全ての人及び世帯の実態に関する統計を作成し、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的にして、5年ごとに行われる最も大規模な統計調査です。

2 調査の期日

令和7年10月1日（水）午前零時

3 調査の対象

調査は令和7年10月1日に日本国内に常住する全ての人（外国人を含む）について行われます。

5 調査員の主な仕事

日程	内容
9月上旬～9月中旬	区役所で開催する調査員説明会への出席
説明会出席後～19日	調査区域の世帯の居住状況確認
9月20日～30日	インターネット回答用ID及び調査票の配布
10月1日～3日	『回答確認リーフレット』の配布
10月1日～8日	調査票の回収 ※調査員提出を約束した世帯のみ
10月中旬～下旬	調査書類の整理・提出、未提出世帯への督促状の配布

6 調査員の身分

横浜市長の推薦に基づき、総務大臣が任命する非常勤の一般職国家公務員です。任命期間は9月1日から10月31日までの2か月間となる予定です。

7 調査員報酬

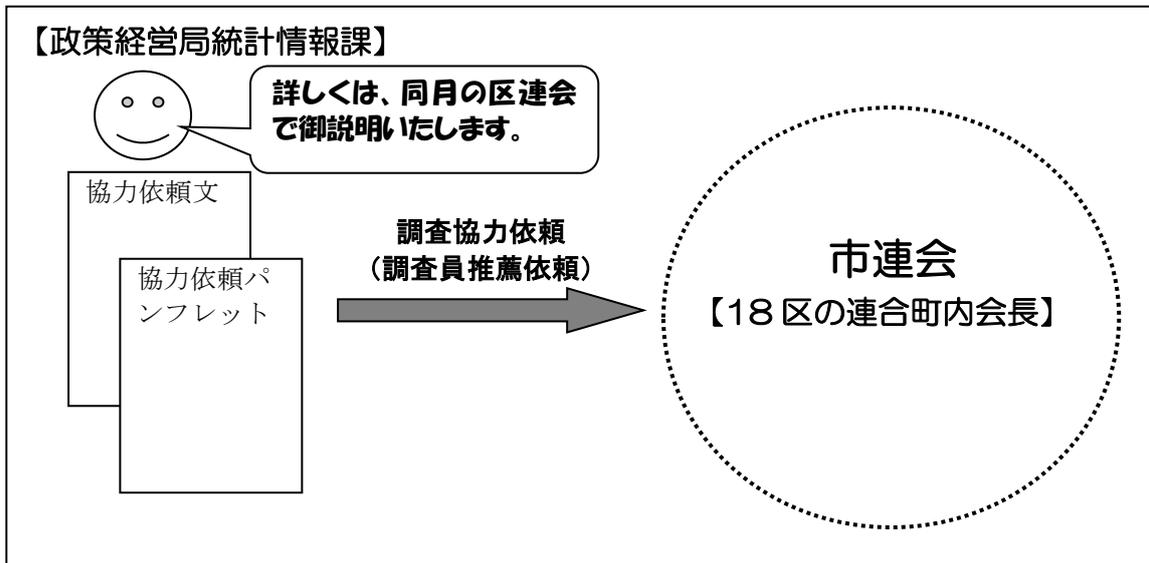
- ・ 1調査区（約50世帯）で42,000円程度
- ・ 2調査区（約100世帯）で78,000円程度

※調査員報酬は、実際に調査した世帯数により額が増減します。また、前回に比べ増額見込みです。

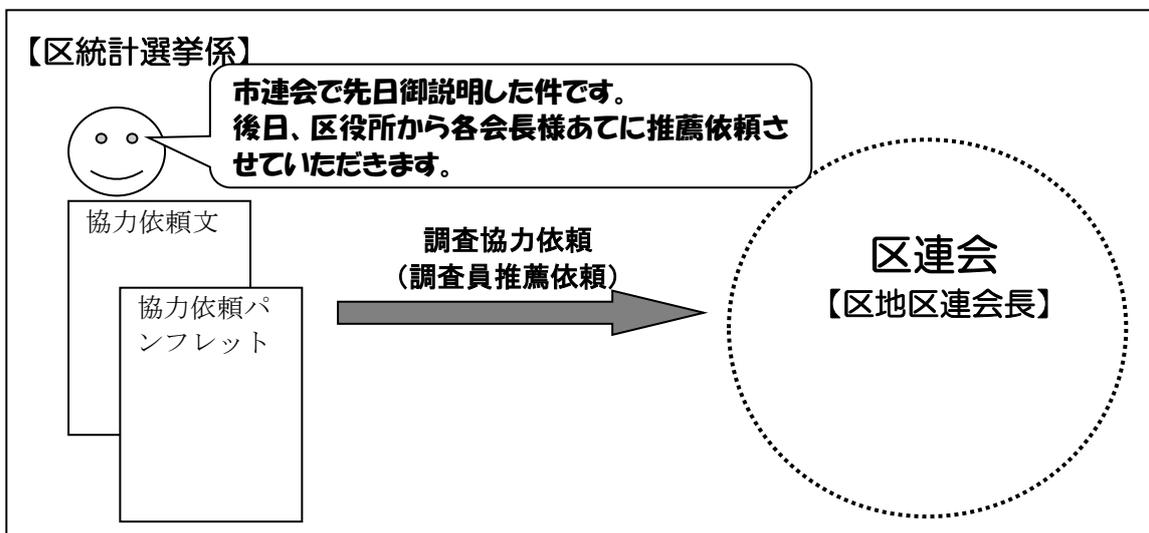
担当 栄区役所総務課統計選挙係 岸・澁谷
電話 894-8315

【参考2】自治会・町内会への国勢調査員推薦依頼の流れ

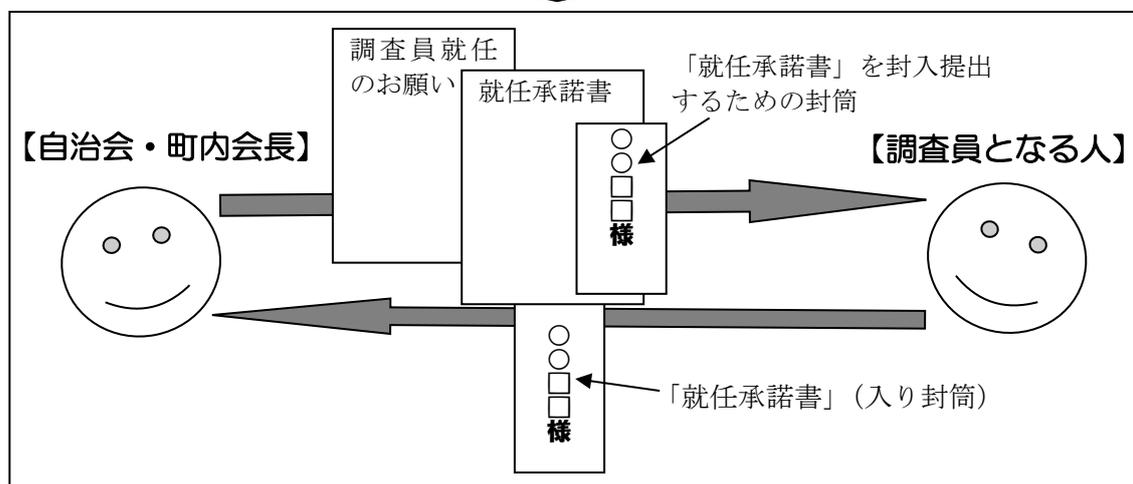
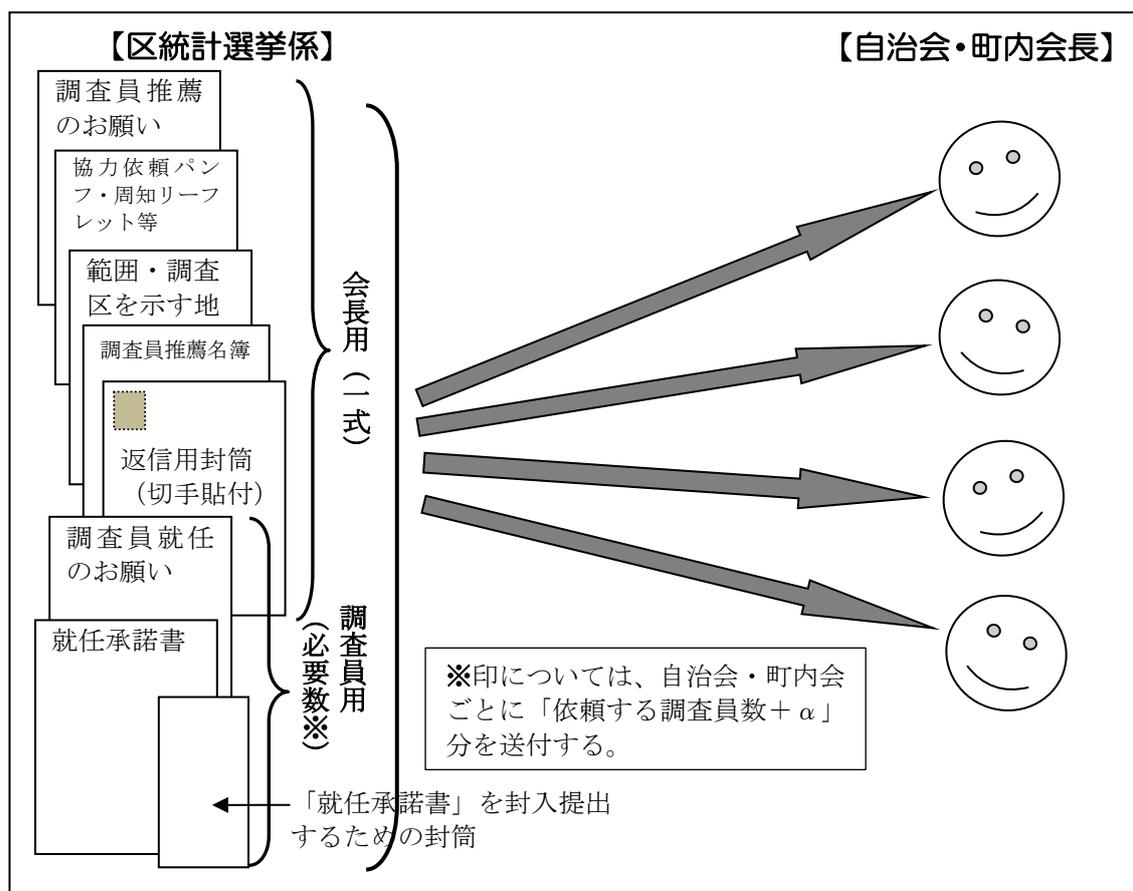
2月市連会（令和7年2月12日）



2月区連会（2月20日）



2月区連会后



4月18日(金)まで

【自治会・町内会長】

調査員となる人から「就任承諾書」(入り封筒)を受領後に「調査員推薦名簿」を作成し、「就任承諾書」(入り封筒)と「調査員推薦名簿」を返信用封筒に入れて区役所に郵送する。

令和7年国勢調査員推薦名簿

自治会・町内会名 (79) 庄戸一丁目町会

1枚のうち1枚目

調査区番号	調査員氏名	備考
952		
953	}	} 2調査区で、お一人の推薦 をお願いします。
954		
960	}	} 2調査区で、お一人の推薦 をお願いします。
961		

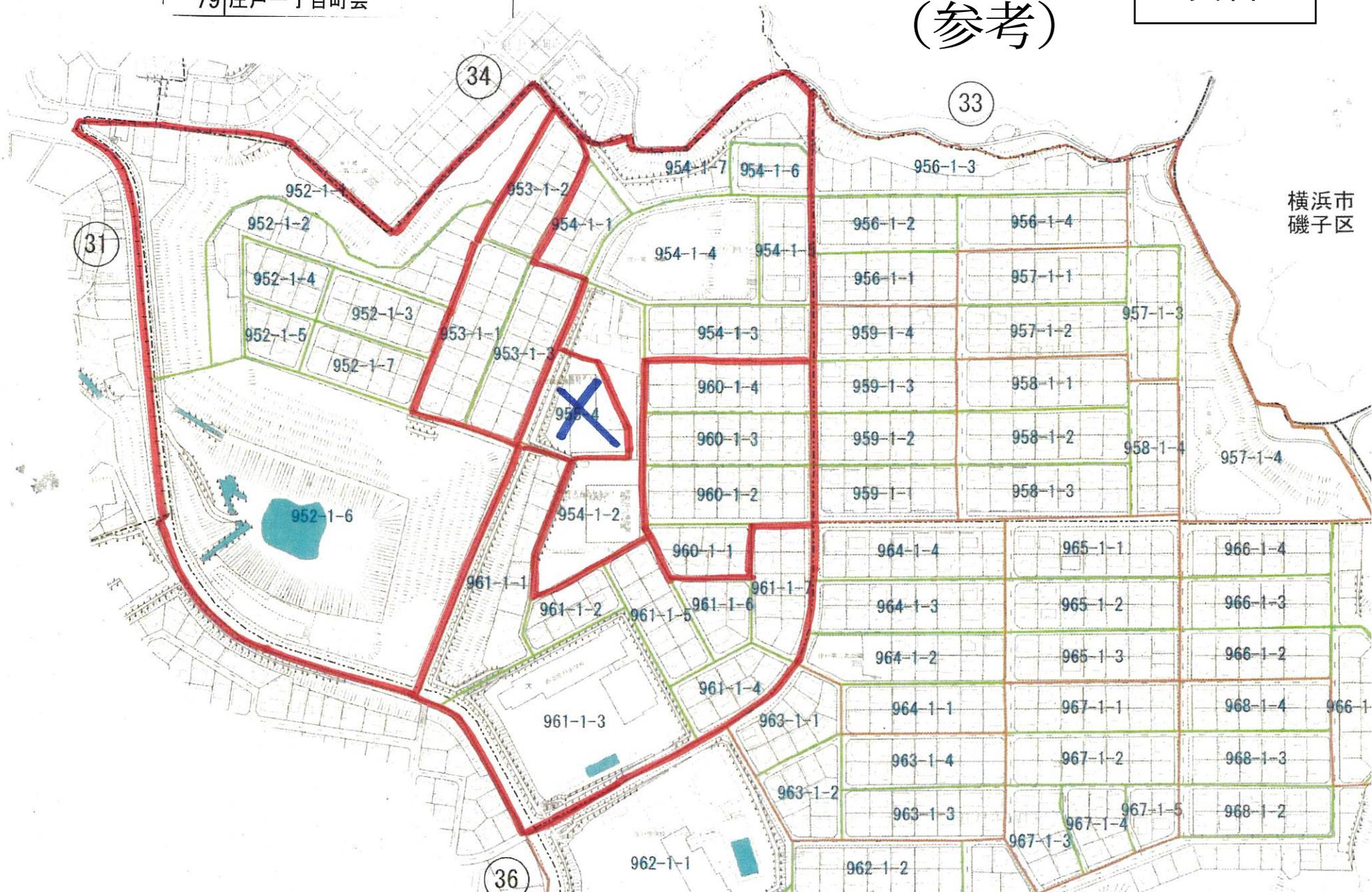
※1調査区につき約50 世帯になります。

<< 調査区地図 >>

資料3

79 庄戸一丁目町会

(参考)



さあ、一緒に！ 国勢調査員 大募集



令和7年10月1日に

国勢調査を実施します

日本に住んでいるすべての人と世帯を対象とした、最も重要な統計調査です！

5年に一度、全員参加の統計調査

国勢調査 2025



地域の未来の
ために！



暮らしを
より良く変える力に！



地域の人と
話す機会に！



自分のペースで
働ける！



詳しくは、お住まいの市区町村の
統計調査担当窓口までお問い合わせください。

国勢調査2025キャンペーンサイト

<https://www.kokusei2025.go.jp/>

国勢調査2025

検索



総務省統計局・都道府県・市区町村

国勢調査とは？

どんな調査なの？

- ・国勢調査は、5年に一度実施する最も重要な統計調査です。
- ・日本に住むすべての人と世帯(外国人の方も含む)が対象です。

すべての人と世帯が対象なんだ！



調査結果は何に使われるの？

- 例えば
- ・高齢者福祉施策
 - ・防災対策・災害対策
 - ・新しいコンビニや店舗など企業の出店計画など

身近なことにも役立つんだね！



国勢調査は、私たちの暮らしに関わる重要な調査です。



調査の成功に欠かすことのできない「国勢調査員」を募集します。

市区町村では、「国勢調査員」として、調査業務に理解と誠意を持って携わっていただける方を広く募集しています。国勢調査において、調査員は調査の成功に欠かせない大切な存在です。

国勢調査員の仕事内容は、大きく5つです

1



調査員説明会に参加

2



担当地域の確認

3



調査についての説明と調査書類の配布

4



回答確認リーフレットの配布と調査票の回収
(インターネット回答や郵送提出をした世帯は除く)

5



回収した調査票の整理と提出

過去に「国勢調査員」を体験された方の声

調査員として人の役に立てることにやりがいがあります。
30代 男性

いろんな経験をしてみたいと思い、挑戦してみました。
20代 女性

同じ町内でも、普段会うことがない人とも交流が増えてよかったです。
70代 男性

色々な人と知り合うことができました。
60代 女性

調査を通して、地域とのつながりが強くなったと感じます。
50代 男性

自分にとっても勉強になり、良い経験になりました。
40代 女性



さあ、あなたのご応募をお待ちしています！

- ・国勢調査員として、調査業務に理解と誠意を持って携わっていただける方を募集しています。
- ・国勢調査員の身分は、総務大臣に任命される非常勤の国家公務員です。
- ・業務期間はおおむね令和7年8月下旬～10月下旬頃の予定です。報酬も支給されます。

詳しくは、お住まいの市区町村の統計調査担当窓口まで、お問い合わせください。



国勢調査2025キャンペーンサイト

<https://www.kokusei2025.go.jp/> 国勢調査2025

検索



令和7年国勢調査 調査員就任のお願い

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、市政・区政の各方面にわたりまして御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、既に御承知のことと存じますが、本年10月1日現在をもって国勢調査が実施されます。国勢調査は、我が国の最も大規模な統計調査で、大正9年以来5年ごとに実施されており、今回で22回目に当たります。この調査結果は、国や地方公共団体の重要な基礎資料として広く活用されています。

《調査員の主な仕事》

任命期間：令和7年9月1日から令和7年10月31日まで

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| ① 9月上旬～9月中旬 | 調査員事務説明会への出席 ※区役所から指定された日 |
| ② 説明会后～9月19日(金) | 調査区域の世帯の居住状況確認 |
| ③ 9月20日(土)～30日(火) | インターネット回答用ID及び調査票の配布 |
| ④ 10月1日(水)～3日(金) | 『回答確認リーフレット』の配布 |
| ⑤ 10月1日(水)～8日(水) | 調査票の回収 ※調査員提出を約束した世帯のみ |
| ⑥ 10月中旬～下旬 | 調査書類の区役所提出及び調査票未提出世帯への督促 |
- ※区役所から指定された日

《インターネット回答用ID及び調査票の配布について》

令和2年国勢調査では新型コロナウイルス感染拡大防止として、例外的に非接触型の調査方法を採用していましたが、令和7年調査では従来の調査方法(※)にすることが総務省から示されています。対面による調査書類の配布が原則となりますが、世帯に説明することが困難と見込まれる場合は、外観やマンションの管理員に確認するなどして居住確認を行えた時点で調査書類を郵便受けなどに入れて配布することができます。

※平成27年以前の調査方法：不在世帯があった場合、日・時を変えるなどして少なくとも3回訪問し、それでも世帯と面接することが困難と見込まれる場合は調査書類を郵便受けに入れて配布

《調査員の就任要件》①～⑤にすべてに当てはまる方

- ①責任を持って御自身で調査員の事務を遂行できる方
- ②原則として20歳以上の方(令和7年9月1日時点)
- ③秘密の保護に信頼をおける方
- ④選挙・警察に直接関係のない方
- ⑤暴力団員その他の反社会勢力に該当しない方

その他詳細につきましては、調査員事務説明会の折にお伝えすることになりますが、国勢調査の重要性を御理解いただきまして、是非とも調査員に御就任くださるようお願いいたします。御承諾いただけましたら、『令和7年国勢調査 調査員就任承諾書』に御記入、写真を貼付のうえ、自治会・町内会長にお渡しくださいますようお願いいたします。

なお、就任承諾書で収集する氏名、電話番号等の個人情報、「個人情報の保護に関する法律」等の規定に従い適正に管理し、調査員事務説明会の開催通知の発送や調査用品の配送、報酬支払い・源泉徴収票作成事務等に使用させていただきます。国勢調査にかかる業務以外の目的には使用しません。

令和7年2月

問合せ先 栄区役所総務課統計選挙係 電話894-8315

縦4cm×横3cm

この写真で調査員証を作成し、説明会でお渡しします。

令和7年国勢調査 調査員就任承諾書

令和7年国勢調査員の就任を承諾します。

また、下記『調査員の就任要件』をすべて満たしていることを確認しました。

令和7年 月 日

ふりがな			性別
氏名			男・女
住所	横浜市 区		
生年月日	昭和・平成 年 月 日生 (歳)		
連絡先 ※FAX、携帯電話等をお持ちの方は、差し支えなければ番号を御記入ください。	電話 (自宅)	—	—
	※FAX	—	—
	※携帯	—	—
自治会・町内会名			
担当する調査区番号			
国勢調査員経験の有無	有 (回) ・ 無		

- 写真は6か月以内に撮影した
- ・無帽
 - ・正面向き
 - ・胸部以上のもので
- すでにお持ちの写真でも上記の体裁・サイズであれば構いません。
- 写真の裏面に氏名を記入してください。

(注) 就任承諾書に記入いただいた個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」等の規定に従い適正に管理し、調査員事務説明会の開催通知の発送や調査用品の配送、報酬支払い・源泉徴収票作成事務等に使用させていただきます。国勢調査にかかわる業務以外の目的には使用しません

＜国勢調査に関する調査員事務説明会について＞

9月上～中旬に御出席いただく調査員事務説明会について、御都合のよい時間帯を○で囲んでください。

平日昼間 ・ 平日夜間 ・ 土曜日や日曜日

調査員事務説明会の日程が決まりましたら御通知いたしますが、御希望には添えない場合がありますので御容赦ください。

＜横浜市職員（再任用職員及び会計年度任用職員を含む）として従事している方へ＞

従事している「所属」を以下に御記入ください。

別途、兼職手続について御連絡いたします。

所属	局・区	課
----	-----	---

＜調査員の就任要件＞

- ①責任を持って御自身で調査員の事務を遂行できる方、
- ②原則20歳以上の方（令和7年9月1日時点）、
- ③秘密の保護に信頼をおける方、
- ④選挙・警察に直接関係のない方、
- ⑤暴力団員その他の反社会勢力に該当しない方

GREEN×EXPO 2027 開催 2 年前シンポジウムの実施について【情報提供】

1 趣旨

開催 2 年前（3 月 19 日）を迎えるにあたり、GREEN×EXPO 2027 の意義を市民の皆様にご理解いただくため、シンポジウムを実施します。気候変動など地球規模の課題に対して GREEN×EXPO が果たす役割や、環境と共生し、自然・人・社会がともに持続するための方策などについて議論します。是非ご参加ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 開催概要

(1) 日時

令和 7 年 3 月 9 日（日）15 時から 17 時まで（14 時半 開場予定）※参加費は無料です。

(2) 会場

関東学院大学 横浜・関内キャンパス テンネー記念ホール

(3) 内容

ア テーマ

GREEN×EXPO から変わる ～環境と共に生きるということ～

イ 登壇者（敬称略）

(ア) 開会挨拶

山中 竹春 横浜市長

(イ) 基調講演

吉高 まり （公社）2027 年国際園芸博覧会協会 理事

三菱UFJ リサーチ&コンサルティング（株）フェロー（サステナビリティ）

(ウ) パネルディスカッション

・コーディネーター

吉高 まり

・パネリスト（順不同）

江守 正多 東京大学未来ビジョン研究センター 教授

佐藤 留美 特定非営利活動法人 NPO birth 事務局長

五十嵐 康之 横浜市脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 担当理事

4 申込方法

ウェブページ（市電子申請・届出システム）または FAX によりお申し込みいただけます。

申込期間：2 月 12 日から 3 月 7 日 17 時まで

お申し込みは
こちらから→



脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
担 当：佐藤、長門、晴山
連絡先：Tel 671-4627
メール：da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

\\ 2 YEARS TO GO //

GREEN×EXPO 2027 開催2年前シンポジウム



GREEN
×
EXPO
2027
YOKOHAMA JAPAN

GREEN×EXPO 2027
公式マスコットキャラクター
トウキョトウク

©Expo 2027

GREEN×EXPO から変わる ～環境と共に生きるということ～

気候変動など地球規模の課題に対して GREEN×EXPO が果たす役割や、環境と共生し、自然・人・社会がともに持続するための方策などについて議論します。

日時: 2025年(令和7年) **3月9日(日)** 15:00～17:00 (開場 14:30)
横浜市長挨拶 / 基調講演 / パネルディスカッション

会場: 関東学院大学 テンネー記念ホール 横浜市中区万代町 1-1-1

JR 京浜東北・根岸線 関内駅南出口より徒歩2分 / 横浜市営地下鉄ブルーライン 関内駅 1 番出口より徒歩4分

定員
500名
参加費無料
事前申込

基調講演

吉高まり氏

パネルディスカッション

吉高まり氏
江守正多氏
佐藤留美氏
五十嵐康之
(順不同)



[詳細はこちら]



講演・コーディネーター
吉高まり氏
公益社団法人
2027年国際園芸博覧会協会
理事
三菱UFJリサーチ&
コンサルティング株式会社
フェロー(サステナビリティ)



パネリスト
江守正多氏
東京大学
未来ビジョン研究センター
教授



パネリスト
佐藤留美氏
特定非営利活動法人
NPO birth
事務局長



パネリスト
五十嵐康之
横浜市 脱炭素・
GREEN×EXPO 推進局
担当理事

応募方法

1: web で申し込み



左記の二次元コードを
読み取り、専用サイトから
申し込みください。

2: FAX で申し込み 045-212-1223

任意の用紙に、氏名、フリガナ、電話番号、
「3月9日シンポジウム申込」とご記入の上、送信ください。

申込締切 3月7日(金)17:00まで

※手話・筆記通訳をご希望の方は2月28日(金)までにお申し込みください。
※申込者多数により参加不可の場合は3月8日(土)までに連絡します。

※参加証はございません。 ※申し込みにあたっていただいた情報は、シンポジウム申込者としての把握のためであり、目的外には使用いたしません。

主催:横浜市

共催:公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

お問い合わせ:脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課

Tel:045-671-4627

GREEN×EXPO 2027 開催概要

名称: 2027年国際園芸博覧会
テーマ: 幸せを創る明日の風景
開催場所: 旧上瀬谷通信施設(横浜市瀬谷区・旭区)
開催期間: 2027年3月19日(金)～2027年9月26日(日)
クラス: A1(最上位クラス、AIPH承認・BIE認定)

区連会 2月定例会資料
令和7年2月20日
区政推進課

各地区定例会出席者 様

栄区区政推進課長

「GREEN×EXPO 2027開催2年前記念イベントの実施」について（情報提供）

1 情報提供の趣旨

GREEN×EXPO 2027開催2年前を記念し、本郷台駅前イベントを実施することとなりました。

2月の地域振興課の配送ルートで配布いたしますので、地区定例会出席者の方への情報提供にご協力をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】2月の地区定例会で情報提供（チラシの配布）をお願いします。

【単位会長】ご承知おきください。

【ホームページ URL】

https://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/kurashi/machizukuri_kankyo/midori_eco/GE500.html

担当：栄区区政推進課企画調整係

山口、田島

Eメール sa-kikaku@city.yokohama.jp

電話 045-894-8161

GREEN×EXPO 2027

2027年国際園芸博覧会



開催 2 年前



栄区いち川マスコット タッチーくん

栄区で ≡ 記念イベント ≡ を開催

日時・場所

3月22日 土

雨天の場合3/23(日)に延期

11:00-14:00
本郷台駅前広場

参加
無料



脱炭素などの新技術を学ぼう!

詳しくは栄区ホームページへ

- ・横浜発の新技術! ペロブスカイト太陽電池を学ぼう!
- ・PHEVの電気で炊いたご飯が食べれる!
写真を撮ってすぐ完成「こども免許証」も!



リースづくり体験

草花を使ったリースを作ろう! 1回目: 11時~ 2回目: 13時~
講師: 本郷台花う 田鹿由美子さん
各回1時間、申込多数抽選(当日参加枠若干名あり)
※小学生以下の方は保護者同伴でお願いします。



事前申込
3/13〆切



タネまきワークショップ

子供に大人気! 大事に育てて
おうちで綺麗な花を咲かせよう!



地産地消イベントも同時開催!

横浜野菜を食べよう

- ・新鮮な横浜野菜のマルシェ
- ・小学生考案の野菜を使った料理をキッチンカーで販売

※天候などによりイベントの実施内容などが変更・中止となる場合があります。変更・中止は栄区ホームページでお知らせします。

問合せ: 栄区区政推進課企画調整係 TEL:045-894-8161 FAX:045-894-9127



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月~9月 横浜・上瀬谷

公式マスコットキャラクター トゥンクトゥン

©Expo 2027

自治会・町内会長 様

横浜市栄区長 松永 朋美
横浜市政策経営局長 松浦 淳
横浜市議会局長 豊 基信

広報紙の配布について（依頼）

日ごろから市政・区政に対して多大な御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

横浜市では、市政に関する情報や市会定例会などの情報を各世帯にお届けする広報媒体として、「広報よこはま」と「ヨコハマ議会だより」を発行しています。

市民の皆様の暮らしに関わる重要な情報等を掲載するこれらの広報紙を、広く市民の皆様にお届けするため、これまで、自治会・町内会の皆様の多大なる御協力をいただきながら、配布を行ってまいりました。皆様の御協力により、市内の多くの世帯へ高い配布率で配布ができております。改めて、お礼を申し上げます。

つきましては、令和 7 年度におかれましても、各世帯への配布に御協力いただきますようお願い申し上げます。

1 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】令和 7 年度も広報誌の各世帯への配付をお願いいたします。

2 広報紙の配布について

(1) 広報紙概要 ※謝金額は令和 7 年度予算議決後に確定します。

広報紙名	発行月	謝金額（1部あたり）
「広報よこはま」	毎月	9円
「県のたより」	毎月	8円
「ヨコハマ議会だより」	令和 7 年 5 月、8 月、12 月 令和 8 年 2 月	4円

(2) 配布先

貴団体に加入している世帯

※未加入の世帯にもお配りいただきますよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

(3) 配布時期

毎月 1 日～10 日までの間に各世帯へ配布してください。

- (4) 本市から貴団体へお届けする期日と部数
毎月末日の前日までに、配送業者を通じて貴団体の配布担当者へ、あらかじめお申し出いただいている部数をお届けします。
(令和8年1月号は、令和7年12月29日までにお届けします。)

- (5) 配布謝金の支払い
実際にお配りいただいた部数に基づいて、各団体宛に年度内に2回(令和7年10月と令和8年3月)お支払いします。

3 配布担当者や部数などの変更連絡先について

栄区区政推進課広報相談係 Tel894-8335 FAX894-9127

※年度途中での変更については、毎月10日までに御連絡いただければ、翌月分の配布に間に合います。(当該事項は新たに配布担当者になられた方へ引き継いでいただきますようお願いいたします。)

4 その他

- (1) 自治会町内会活動として広報紙を配布している時に、万一事故で負傷した場合は、横浜市が実施する市民活動保険の対象となる場合があります。広報紙配布中に事故等に遭われたときは、区役所総務課庶務係に御相談ください。
※報酬を配布担当の御本人が受け取る場合は、市民活動保険の対象にはなりません。
- (2) 各区社会福祉協議会などの公共的団体から、市民の皆様に広くお配りしたい会報などについて、広報よこはまと同様に配布の依頼がある場合がございます。その場合は、特段の御配慮をお願い申し上げます。
- (3) 配布員が確保できないなど、毎月の配布業務にお困りの場合には、民間事業者によるポスティングへの切替えに関する御相談も承っておりますので、お住まいの区の区役所広報相談係まで御連絡ください。
- (4) 令和7年度も、紙面にて自治会町内会の活動を紹介することを予定しています。自治会町内会の加入促進にも御活用いただければと存じますので、未加入世帯への配布に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。また、各自治会町内会の区域内にあります、グループホームなどの施設から広報紙の配布の依頼がありましたら、配布について御配慮いただきますようお願いいたします。

担当：栄区区政推進課広報相談係

Tel894-8335 FAX894-9127

政策経営局広報課 広報紙担当

Tel671-2332 FAX661-2351

議会局秘書広報課 広報等担当

Tel671-3040 FAX681-7388

地区連合自治会町内会長 各位
各地区連合定例会出席者 各位

栄区区政推進課長

第2回栄区連合自治会町内会焼きそば大会の報告及び回覧について（依頼）

1 趣旨

令和6年12月1日（日）に実施した第2回栄区連合自治会町内会焼きそば大会では、各地区の皆さまに多大なるご協力をいただきましてありがとうございます。当日は多くの方々にご来場いただき、盛況のうちに終えることができました。

実施状況について、下記のとおり報告いたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】連合定例会で周知をお願いします。

【単位会長】添付の「担い手応援 焼きそばだより 第2号」について、班回覧をお願いします。

3 実施状況

日 時	令和6年12月1日（日） 10時～12時30分	
場 所	本郷台駅前広場・本郷台駅前公園	
内 容	各連合でハーフサイズの焼きそば（200円）を10時45分から販売しました。12時過ぎにすべての地区が完売したため、終了となりました。	
審 査	審査員3名による選考の結果、おいしいで賞・アイデア賞・ビジュアル賞の3賞を表彰しました。	
販 売 個 数	約2,100個	
従 事 者	新たな担い手 32名 ・名人育成講座の受講者 20名 ・新たな担い手として大会から初参加 12名 連合から選出した従事者 約50名	



11:30 すべてのブースが大盛況に



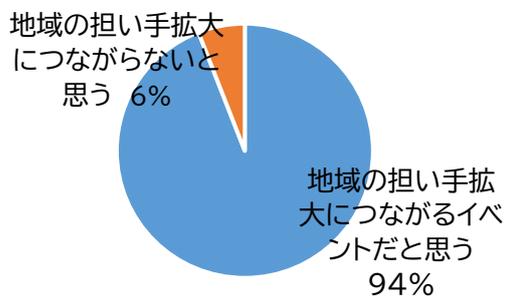
12:30 審査結果の発表と表彰を行う



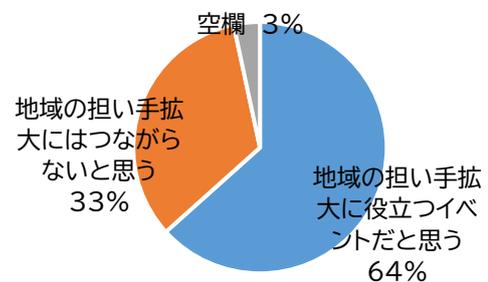
4 参加者のアンケート集計結果概要

焼きそば大会は地域の担い手拡大につながると感じますか？

名人育成講座の受講者



連合から選出した従事者



名人育成講座の受講者

- 目標の大会と練習の機会として講習会があるので、長く続けられると思う。
- やきそばを作って販売する事を通して地域連携の意識が育む事ができる、とても良い取り組みだと思いました。
- 数名しか集まっていないので限定的な効果だと思います。

連合から選出した従事者

- ホームページ、広報よこはま、タウンニュース等で応募の「焼きそば名人育成講座」を経て焼きそば大会につながるの、担い手拡大におおいに結びつく。
- 参加する方は元々関わりがある人なので負担が増えているだけ。
- 連合町内会より各自治会町内会に要請があるが、その責任者によっては末端にイベントの意味がまったく伝わっていない。

来場者の意見

- いろいろな方法で、担い手を募る・育成することは大事だと思います。長い目で見るとも必要だと思うので、この焼きそば大会を、少なくとも5回くらいは続けてみると思います。
- 昨年に比べて並びやすいと思いました。できる事なら、全種類食べてみたい。
- 昨年より良かったと思います。飲み物が有ればもっと良かった。

【情報提供】

令和7年7月5日（土）に焼きそば名人育成講座を予定しています。
どうぞよろしくお願いいたします。

担当：栄区市政推進課地域力推進担当
石塚・柳川・小林

Eメール sa-chiryoku@city.yokohama.lg.jp
電話 045-894-8936

担い手応援 焼きそば だより

第2号

第2回栄区連合自治会町内会焼きそば大会を開催

令和6年12月1日(日)、本郷台駅前広場において第2回栄区連合自治会町内会焼きそば大会が開催されました。当日は好天に恵まれて多くの人々が来場され、各連合のテントには販売開始前から長い行列ができました。

今回も趣向を凝らした7種類の焼きそばが販売されて、12時過ぎにはすべての焼きそばが完売となる盛況ぶりでした。

その後、審査員3名(港南区商連会長・本郷台駅前商店会長・栄区長)による3賞の審査が行われました。



審査の様子

各地区では、焼きそばの販売数を200~400、用意していたにもかかわらず、あっという間に売り切れました。来場者は老若男女すべての世代にわたっており、冬場のイベントでこれほどの集客とは、「焼きそばの人気」は本物です。

第2回栄区連合自治会町内会焼きそば大会の審査結果は以下のとおりです。



- おいしいで賞 地場野菜を使った焼きそば
- アイデア賞 パリパリ麺の餡かけ焼きそば
- ビジュアル賞 5種のトッピング焼きそば

※ 受賞インタビューは裏面です。

お品書き

- 地場野菜を使った焼きそば(豊田)
- ペペロン風焼きそば(笠間)
- 5種のトッピング焼きそば(小菅ケ谷)
- 沖縄風ピリ辛焼きそば(本郷中央)
- パリパリ麺の餡かけ焼きそば(本郷第三)
- 昔ながらのソース焼きそば(上郷西)
- 和風焼きそば醤油味(上郷東)

第3回焼きそば名人育成講座 受講生募集(予定)

お祭りの鉄板メニュー「焼きそば」をマスターし、一緒に地域を盛り上げてみませんか?

- 日時 令和7年7月5日(土)10時から
- 場所 千秀センター、千秀広場(田谷町1662)
- 対象 栄区在住、在勤、在学の方
- 内容 衛生的な知識の習得と焼きそば調理実習
- 特典 焼きそば名人エプロンをプレゼント

注目!



右のQRコードから空メールをお送りください。準備ができ次第、応募の詳細をお送りします。なお、このメール送付は申込ではありませんのでご注意ください。



考察

焼きそば大会が終了しました。2024年の調査をネットで見ましたが、お祭りと聞いた時の行動では、「屋台を楽しみに行く」がトップだそうです。そして、好きな屋台の第1位が「焼き



そば」になっていました。それほど「焼きそば」は、すべての世代にとって身近な食べ物なのかもしれません。

担い手不足が叫ばれて久しく、まさに全国的な課題です。この大会では、32名の新たな担い手の方々が焼きそばの焼き手として活躍いただきました。「さらに新たな担い手を発掘するべく、新しい仕掛けを模索していきたい」、そう思わせる焼きそば大会になりました。

【閑話】自宅で作る焼きそばと言えば3食入りで有名なあの焼そばが定番です★なぜ3食なのか疑問でしたがその回答がWEB上に掲載されていました★発売当時の世帯人数が平均3人だった★また当時の家庭用フライパンの大きさで一度に調理しやすい分量が3食分だった★なお「4食」や「2食」の販売は考えていないそうです★30年におよぶ販売継続年数は伊達ではありません★

(裏面あり)



「豊田は一つ」で焼いた焼きそば 受賞はワンチームの賜物

豊田地区

「地場野菜は効いたかなと思います。キャベツを多く入れたので、これを喜んでいる購入者が多かった。来年もやってほしいとの声もうれしかったですね。」と、横川会長は語り始めました。

こだわりは麺。「二度蒸しの中太麺」で、これに合うのはあの有名なソースしかないと考えたそうです。味にばらつきが出ないように、ソースは毎回量って投入。更に、コクをだすために和風だしも入れました。

「正直勝てるとは思いませんでした。厳選したぶん、麺の味は生きたと思います。そして、ここが重要なのですが、焼き手については完全に受講生の皆さんにお任せした。ベテランは後方支援に徹してもらいました。」新たな担い手に調理をまかせて、ベテランがサポートをする。まさにワンチームのなせる業であります。

「手間は結構かかっているんです。キャベツの固い芯はすべてカットしたから。原価率はおおむね120%ぐらい。今後の課題ですね。」

来年の大会を見据えたかの発言に、迷いはありません。ワンチームで勝ち取ったおいしいで賞。来年にも期待がかかります。



本郷第三地区

小菅ヶ谷地区

アイデア賞
「頑張って」の言葉はやりがい

ビジュアル賞
苦勞したからこそ
報われた受賞

アイデア賞の受賞で、スタッフ全員と喜び合えることができました。

新しい担い手の方は、栄区の名人育成講座が面白そうだと思い参加されたそうです。その受講者の方たちと、焼きそばバージョンアップの企画会議で、パリパリの麺が大好きだったというお子さんの話があり、パリパリ麺の餡かけ焼きそばになりました。



焼きそば大会の当日は、素人の作る焼きそばにたくさんの方が期待してテントの前に並んでくださり、これはとても励みになりました。少しプレッシャーもありましたが、購入者からの「頑張って」の言葉はやりがいにつながりました。

大会を終えて、今回改めて「地域にはお手伝いだけの方がいらっしゃるのだ」と感じました。こういった方々が企画や運営に参加できるように、連合や自治会町内会でも工夫していきたいと思ひます。

今回の焼きそばのテーマは、「焼きそばは美味しく仕上げ、5種のトッピングで彩りを添える。」でした。その中でも錦糸卵は美しさを、えびせんは独創性を考慮しました。



苦勞したのは、「5種のトッピング選定」、「トッピングの順」、「トッピングの載せ方」です。選定したのは、あおさ、えびせん、錦糸卵、キザミ海苔、花かつお節です。5種のトッピングを彩りよく盛るために、1種に1人で計5人をトッピングの担当にしました。そのかいあって、縦にきれいに盛り付けることができました。

焼きそばについては、最初に2人のベテランが焼き、次に育成講座参加者が焼きました。新人とは思えない手慣れた焼き方に、ベテランも頼もしく感じていたのではないのでしょうか。レシピの都合上16人で関わり、繋がりができて良かったです。終始、和気あいあいと進み、楽しく過ごすことができました。

あなたの感想をお寄せください。
お待ちしております。



発行:横浜市栄区 区政推進課 地域力推進担当

電話:894-8936 メール:sa-chiryoku@city.yokohama.lg.jp

栄区連合自治会町内会長
栄区単位自治会町内会長 各位

栄区区政推進課長

令和7年度新たな担い手募集に関する広報について（協力依頼）

1 趣旨

令和6年度の各地区と区長の意見交換において、多くの地区から担い手不足や担い手の育成について議論がなされました。また、昨年7月の「第2回栄区焼きそば名人育成講座」におけるアンケートでは、区役所からの広報だったことが参加のきっかけとなったとの声がありました。

そこで令和7年度から、各地区連合自治会町内会及び各自治会町内会等のイベントや取組において、担い手の募集をする際に、区においても広報をさせていただきたいと考えています。

各地区におかれましては、お手数ですがご協力のほどお願い申し上げます。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】新たな担い手募集を行うイベントや取組についてご紹介をお願いします。

【単位会長】上記について各地区連合を通じて、ご紹介ください。

3 広報手段（詳細は別添資料をご参照ください。）

- (1) 広報よこはま栄区版への掲載
- (2) 栄区HP掲載
- (3) タウンニュース 等

4 対象事業

連合自治会町内会、自治会町内会、地域福祉保健計画推進組織等が実施するイベント、取組 等

※ 各連合最大4件程度を掲載上限とさせていただきます。

5 申込方法

別添申込書に記入の上、下記アドレスにメールにてお送りいただくか、下記担当までご持参ください。

6 申込締切

令和7年4月11日（金）まで ※追加のお申し込みは随時受け付けます。

担当：栄区区政推進課地域力推進担当 石塚・柳川・小林
Eメール sa-chiryoku@city.yokohama.lg.jp
電話 045-894-8936

《参考事例1》

〇〇地区センターで毎月開催している子ども食堂「〇〇〇〇」では、調理のほか、受付等のお手伝いを行うボランティアを募集しています。
この機会に、あなたも地域の活動に参加しませんか。



お手伝い内容：調理、盛り付け、受付ほか

開催日：毎月第2〇曜日 16時～19時

調理場所：〇〇地区センター2階

無償ボランティアとなります。

詳しくは、栄区役所区政推進課（sa-chiryoku@city.yokohama.lg.jp）までご連絡ください。

《参考事例2》

毎年たくさんの子供たちが楽しみにしている夏祭りです。
当日は野菜の販売から焼き鳥、焼きそばの出店等、ワクワクする屋台が並びます。
屋台の調理から交通誘導まで、幅広くお手伝いが必要です。
皆様のご協力をお願い申し上げます。
あなたも地域デビューで、やり甲斐を感じませんか。



日時：令和〇年〇月〇日（〇）16：00～20：00

会場：〇〇中央公園 栄区〇〇町〇〇番地 駐車場なし

申込：〇月〇日までに、栄区役所区政推進課（sa-chiryoku@city.yokohama.lg.jp）へご連絡ください。

<広報手段について>

※1 連合につき計 4 件程度を掲載上限とさせていただきます。

○広報よこはま栄区版

媒体の特徴	・区民が一番利用している広報媒体です。(令和5年度区民意識調査より) ・レイアウトの調整等のため、掲載までに期間を必要とします。
対象者	・全区民 ・利用の多い年代：30 歳代以上 (令和5年度区民意識調査より)
発行・更新頻度	毎月1日発行
掲載にあたっての 注意事項	発行月2か月前の10日を×切とします。(例：9月掲載→7月10日×)

○栄区ホームページ

媒体の特徴	・詳細な情報を掲載することが可能です。 ・文言、写真等が確定次第、すぐに掲載することができます。
対象者	・全区民等 ・利用の多い年代：60 歳代まで (令和5年度区民意識調査より)
発行・更新頻度	随時
掲載にあたっての 注意事項	特になし

○タウンニュース

媒体の特徴	・文字や写真数に制限があり、情報量は比較的少なめです。 ・発行頻度の多さから、早期の情報提供に適しています。 ・区の予算を必要とします。
対象者	・全区民等
発行・更新頻度	毎週木曜
掲載にあたっての 注意事項	予算に限りがあるため、各連合において年間1回の掲載が可能です。

【参考】上記とあわせて取り組みます。

SNS (X・LINE)

対象者	・全区民等 ・利用の多い年代：40 歳代まで (令和5年度区民意識調査より)
発行・更新頻度	随時
備考	広報よこはま栄区版・栄区ホームページ内の複数の募集記事を集約し、まとめて広報する際に使用する予定です。そのため、発信の時期は区担当者が決定します。

令和7年度新たな担い手募集に関する広報 申込書

申込日 令和7年 月 日

		備考
主催団体名		
連合名称	連合	
掲載希望月	月	
開催日時		
開催場所		
イベント概要		
ボランティア内容		
問い合わせ 連絡先	電話番号	
	メール アドレス	
その他		

ご不明な点等につきましては、下記までお問い合わせください。

担当：栄区区政推進課地域力推進担当
石塚・柳川・小林
Eメール：sa-chiryoku@city.yokohama.lg.jp
電話：045-894-8936

区連会 2月定例会資料
令和7年2月20日
栄区 区政推進課

栄区連合自治会町内会長 各位

栄区 区政推進課長
(栄区 区政推進課地域力推進担当課長)

令和7年度における各地区と区長の意見交換について【協力依頼】

1 趣旨

令和7年度の「各地区と区長の意見交換」は、予算に反映しやすいよう、開催時期を6～7月に変更して実施させていただきます。

本事業実施にあたりましては、有意義な意見交換の場となるよう、昨年度同様、事前に各地区の課題等のテーマをご提供いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】意見交換に関する日程調整、テーマ提出にご協力ください。

【単位会長】ご承知おきください。

3 スケジュール

2月区連会 意見交換の日程調整、意見交換のテーマ提出依頼

3月末 意見交換の日程報告〆切 【裏面に様式あり】

5月9日(金) 意見交換のテーマ提出〆切

6～7月 各地区において意見交換の開催

※ 3月中旬以降、各連合に対して、今年度いただいたご意見に関するフィードバックをさせていただきます。フィードバックのやり方については、個別にご相談させていただきます。

※ 7月には第27回参議院議員通常選挙がございます。重なった場合、再度日程調整を行います。

4 意見交換のテーマ提出方法

様式は問いません。各地区とも令和6年度と同様のものです。

提出〆切:令和7年5月9日(金) ※意見交換の日程により別途調整を行うことがあります。

栄区 区政推進課地域力推進担当

担当:石塚・柳川・小林

TEL:045-894-8936

sa-chiryoku@city.yokohama.lg.jp

令和7年度 各地区と区長の意見交換日程について

【提出〆切:令和7年3月31日(月)】

連合名	_____ 連合
月日	令和 7年__月__日(____)
時間	____時__分より1時間程度 または ____時__分より1時間程度 他連合との日程調整を行います。 お手数ですが、複数時間帯の記載にご協力ください。
会場	
参加予定者	_____ 関係者 約__名

必要な項目が含まれていれば、本様式にこだわりません。

下記メールへ内容を返信いただくようお願い申し上げます。

栄区区政推進課地域力推進担当

担当:石塚・柳川・小林

TEL:045-894-8936

sa-chiryoku@city.yokohama.lg.jp

横浜環状道路南線現場視察会について【参加依頼】

1 事業の主旨

現在行われている横浜環状道路南線の栄区内の現場視察をしていただき、道路事業の現状についてご理解を深めていただくことを目的に、視察会を実施します。

2 お願いしたいこと

【区連長】視察会にご参加ください。

【地区連長】視察会にご参加ください。

【単位会長】ご承知おきください。

3 開催の概要

日時：令和 7 年 3 月 12 日（水）14 時 00 分～15 時 00 分（予定）

内容：桂台トンネルのシールドマシン（先端）見学など

集合場所：栄区役所本館 1 階または

桂台トンネル工事インフォメーションセンター（別紙参照）

集合時間：栄区役所は 13 時 30 分

桂台トンネル工事インフォメーションセンターは 13 時 50 分

※どちらもお車での集合が可能です。

集合場所のご希望は、後日、確認させていただきます。

4 ご参加いただける方

- ・ 連合町内会長・事務局長
- ・ 担当から個別にご参加についてご意向を確認します。

5 服装・持ち物

- ・ 当日は、長袖、長ズボン・スニーカーなどの歩きやすい靴でお願い致します。
- ・ 雨が予想される際は、各自、傘の持参をお願い致します。
- ・ ヘルメットは事業者より貸出があります。

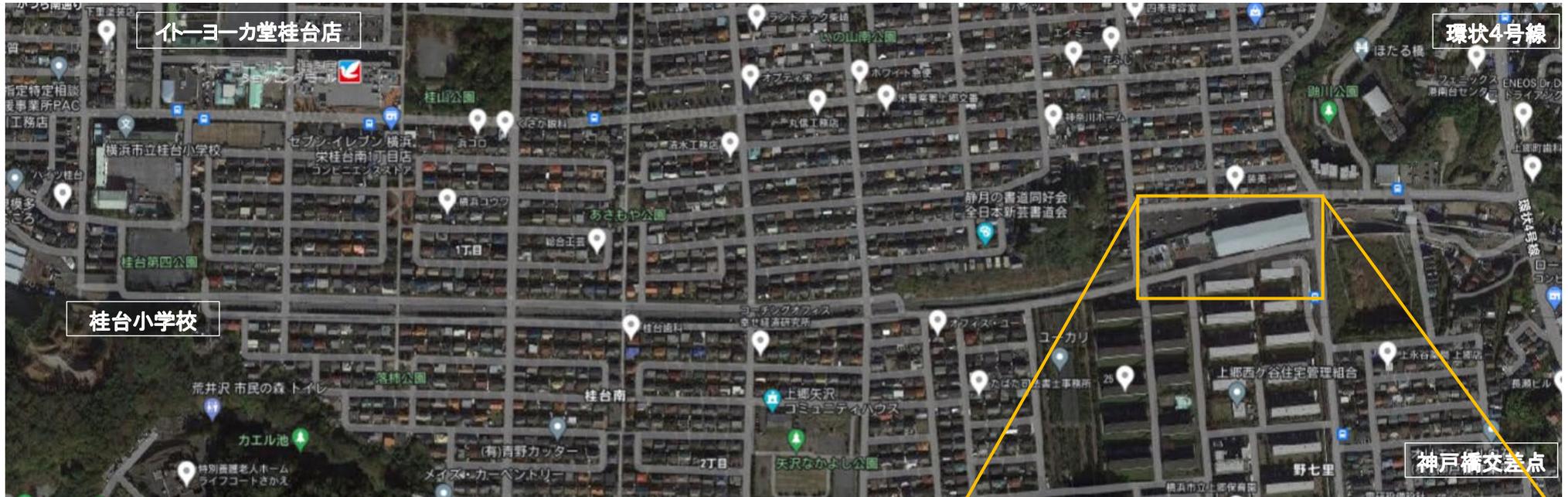
6 その他

- ・ 荒天時（大雨警報以上）は中止とします。

※雨天が想定される場合は、当日の 11 時に各連合（事務局長及び連長）へご連絡します。（大雨警報発令の有無を確認し、開催の有無を判断）

栄区 区政推進課
担当 眞柄、森
電話 045-894-8095 / FAX 045-894-9127
メール sa-kusei@city.yokohama.jp

集合場所：桂台トンネル工事インフォメーションセンター地図



各自治会町内会長 様

栄区地域振興課長

第35回栄区民ロードレース大会開催に伴う交通規制について【協力依頼】

1 趣旨

栄区民ロードレース大会開催に伴い、安全な大会運営のため、コース全線を車両通行止めで実施します。皆様には御不便をおかけいたしますが、御理解と御協力をお願い申し上げます。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】コース近隣の地区は班回覧、その他の地区は掲示板での周知をお願いいたします。

班回覧：本郷中央、上郷西、上郷東

掲示板：豊田、笠間、小菅ヶ谷、本郷第三

3 交通規制（車両通行止め）について

(1) 交通規制時間

令和7年3月30日（日）8時45分～11時45分頃

(2) 場所

埋蔵文化財センター（住所：横浜市栄区野七里二丁目3番1号）周辺道路

4 添付資料

班回覧及び掲示板用チラシ「交通規制のお知らせ」

【問い合わせ】

栄区民ロードレース大会実行委員会事務局
(栄区地域振興課 生涯学習支援係内)

堤、石田

電話：894-8395／FAX：894-3099

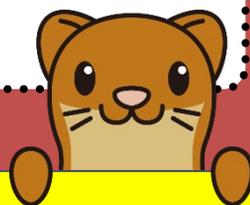
第35回栄区民ロードレース大会開催に伴う

交通規制のお知らせ

35回目となる栄区民ロードレース大会を、今年度は3月に開催します！

埋蔵文化財センター(旧野七里小学校)周辺のコースを、小学生からシニア世代まで幅広い年代の約1,000人のランナーが走ります。参加者の安全確保のため、コース全線 **車両通行止め** で実施します。

皆様には御不便をおかけいたしますが御理解と御協力のほど、お願い申し上げます。



【交通規制時間】

2025年3月30日(日)8:45~11:45頃



【お問合せ】栄区民ロードレース大会実行委員会事務局(栄区役所地域振興課内)
電話:045-894-8395(平日 8:45~17:00)

【大会 HP】

栄区 ロードレース



令和 7 年度市民局予算案における自治会町内会向け主な補助金について【情報提供】

1 趣旨

令和 7 年度予算案では、地域コミュニティの要である自治会町内会の皆様の活動をより支援できるよう、自治会町内会向けの補助金の新設や拡充等が盛り込まれています。

令和 7 年度予算案に計上している自治会町内会向けの主な補助金を一覧にまとめましたので、情報提供させていただきます。

来月（令和 7 年 3 月）の市連会・区連会で補助金申請の依頼をさせていただきます。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

地区連合町内会も交付対象となりますので、利用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、利用をご検討ください。

3 新設・拡充等される補助金（別紙一覧参照）

(1) 地域の防犯力向上緊急補助金【新設】

地域の防犯力向上に向けた公益的な取組について、緊急的に補助します。（資料 1 参照）

(2) 地域防犯カメラ設置補助金【拡充】

地域防犯カメラ 1 台あたりの補助上限額を引き上げます。

(3) 地域活動推進費補助金【拡充】

自治会町内会に交付する補助金の補助上限額を引き上げます。

(4) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金【継続】

令和 6 年 3 月から実施した補助制度を令和 7 年度も実施します。（資料 2 参照）

4 添付資料

別紙 令和 7 年度 自治会町内会向け主な補助金一覧

資料 1 地域の防犯力向上緊急補助金について

資料 2 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について

5 備考

令和 7 年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

【各制度所管担当】

(防犯関連) 市民局地域防犯支援課 (1) 地域の防犯力向上緊急補助金 電話 045-671-3709 佐々木、蔦井 (2) 地域防犯カメラ設置補助金 電話 045-671-3705 川口(大)、早野 メール： sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp	(地域活動、会館脱炭素化関連) 市民局地域活動推進課 (3) 地域活動推進費補助金 川口(喜)、笹尾 (4) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 松永、高橋 電 話：045-671-2317 メール： sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp
--	--

市民局（一部総務局） 令和7年度 自治会町内会活動への補助一覧

	補助内容等（下線部：変更点）	申請時期・窓口	案内時期 （）内：問合せ先
補助の新設 地域の防犯力向上緊急補助金	自治会町内会等が、地域の防犯力向上に向け実施する公益的な取組（例：防犯パトロール実施、防犯啓発グッズ作成・購入、センサーライト等防犯設備機器整備、防犯講座開催）への補助。補助率9/10、 <u>上限20万円</u> ※資料1参照	4～10月末 事務委託事業者	3月市連会・区連会 （4月以降事務委託事業者へ。それまでは市民局地域防犯支援課、区地域振興課）
上限額引き上げ 地域防犯カメラ設置補助金	自治会町内会等が実施する、防犯カメラの機器購入費、当該カメラ設置工事・看板設置にかかる経費（新規設置・更新とも可）への補助。補助率9/10、 <u>上限21万→28万円</u>	4～7月末 区地域振興課	3月市連会・区連会 （区地域振興課）
上限額引き上げ （単位自治会町内会への補助のみ） 地域活動推進費補助金	自治会町内会が公益的活動（環境美化、防災・防犯、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費等への補助。 <u>上限額700円→900円</u> ×加入世帯数（※連合に対する補助率等は別途算定基準あり）	4～6月 区地域振興課	3月市連会・区連会 （区地域振興課）
補助の継続 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	自治会町内会館等に、LED照明器具、エアコン、断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池の導入に関する経費の補助。補助率2/3、上限あり ※資料2参照	4～9月末 事務委託事業者	3月市連会・区連会 （市民局地域活動推進課）
例年同 地域防犯灯維持管理費補助金	自治会町内会等が所有・維持管理する「地域防犯灯」の維持管理経費への補助。地域防犯灯の数×2,200円（年、定額）	4～6月 区地域振興課	3月市連会・区連会 （区地域振興課）
例年同 自治会町内会館整備費補助金	昨年、7年度会館整備の事前申出をした自治会町内会等を対象に、整備に関する経費の補助。補助率1/2、上限：新築・購入1500万円（1㎡あたり12.5万円を限度）、修繕250万円等	※8年度整備に向けた事前申出 4～6月 区地域振興課	4月市連会・区連会 （区地域振興課）
例年同 町の防災組織活動費補助金	町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用各団体の申請世帯数等に応じて支給（1世帯160円）	4～6月（予定） 区総務課	4月区連会 （区総務課）

※LED防犯灯設置維持管理事業：自治会町内会等の申請により300灯（電柱共架型）の新設

（申請時期：4～5月末、窓口・問合せ先：区地域振興課、3月に案内）

※令和7年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

横浜市 地域の防犯力向上緊急補助金 制度概要

1 目的

いわゆる「闇バイト」による凶悪事件等が広域に発生し、市民の不安が高まる中、自助・共助・公助を組み合わせ、社会全体での防犯対策の強化が求められています。

ついては、地域住民が安心して暮らせるよう、自治会町内会の地域防犯対策への緊急支援を行い、住民一人ひとりの防犯意識や地域の防犯力を高めることで、安全安心なまちづくりの推進を図ります。

こうした取り組みを通じ、地域コミュニティの活性化に繋がっていきます。

2 緊急対策事業の趣旨

本事業は、国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）に、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を追加する旨が盛り込まれ、当該交付金メニューのひとつとして実施するものです。

交付金活用の基本的な考え方として、「地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能」と示されたことから、令和7年度は、既存の本市地域活動推進費補助金事業の一部を拡充する形で、緊急的な補助金交付を実施するものです。

3 補助対象団体

自治会町内会、地区連合町内会

4 補助要件

- (1) 自治会町内会・地区連合町内会が地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組であるもの
- (2) 本事業の利用に際し、地域の防犯力向上を目的として、地域の防犯力を高める取組について検討し、意思決定を行った上で実施するもの
- (3) 令和7年4月1日から同年10月31日までの日付で発行された領収書（団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの）の写しの添付のあるもの
- (4) 交付申請兼実績報告書を令和7年10月31日までに提出可能なもの

5 補助率、補助上限額等

- (1) 補助率 10分の9
- (2) 補助上限額 20万円 ※補助対象事業（取組）合算での上限額（千円未満切り捨て）

◆1団体につき、申請は1回です。



6 補助対象事業

自治会町内会・地区連合町内会が地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組

(例)

補助対象事業（取組）の例	補助対象事業（取組）の具体例
①防犯パトロールの実施	<ul style="list-style-type: none"> 青色回転灯等装備車（青パト）にかかる費用 地域防犯パトロール活動に必要な物品（防犯ベスト、誘導灯等）の購入
②防犯啓発グッズの作成・購入	<ul style="list-style-type: none"> 防犯啓発用のぼり旗の購入 各戸の玄関や外壁に貼る防犯・見守りステッカーの購入 防犯啓発チラシの作成
③センサーライト等の灯りの整備	<ul style="list-style-type: none"> 地域の暗がり解消のためのセンサーライト等の灯りの整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備（交換）する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費 <p>（自治会町内会管理である旨明示すること）</p>
④その他防犯設備機器の整備	<ul style="list-style-type: none"> 防犯カメラ等の防犯設備機器の整備 整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備（交換）する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費 <p>（自治会町内会管理である旨明示すること）</p>
⑤防犯講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民を対象とする特殊詐欺防止対策や強盗・空き巣対策等に係る啓発を行う講座、研修会、相談会への講師費用 講座用チラシ、講習内容のレジュメ作成・印刷に要する費用 講座当日に配布する冊子やサンプル物品（防犯フィルム、防犯ブザー等）の購入
⑥その他、上記に該当しない防犯に資する取組	<ul style="list-style-type: none"> 迷惑電話防止装置を見守りの必要な方に貸与 見通しが悪く防犯上死角になる場所の樹木の剪定

7 補助対象外事業

- 地域の防犯力向上に繋がらず、特定の個人のみ防犯対策に留まるもの
- 地域活動推進費補助金、地域防犯カメラ設置補助金、地域防犯灯維持管理費補助金、自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金、その他国や自治体等の補助金・交付金・助成金等を既に受けたもの又は受けようとするもの
- 第三者に寄附（LED防犯灯寄附要綱に基づくLED防犯灯の寄附を含む。）、譲渡、売り払い等を行うことを目的として実施するもの
- 補助対象経費以外の経費と混同して積算されており、補助対象経費との区別ができないもの

8 補助対象外経費

補助対象の事業であっても、次の経費は対象外とします。

- (1) 各種保証・保険料、振込手数料
- (2) 既存防犯設備等の撤去のみを実施する経費
- (3) サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料
- (4) ポイントサービスを利用することにより値引きされた額及び当該購入により付与されたポイントサービス相当額
- (5) 使用することを想定せず、予備的又は将来に備えるための費用
- (6) 飲食等に要する費用
- (7) 政治的活動又は宗教的活動に資する費用
- (8) 交際費、慶弔費、祝金、見舞金、裁判費用、金券類、宿泊費
- (9) 本補助金の申請手続に必要な費用（切手代、コピー代等）

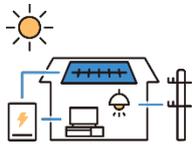
9 手続の流れ（下線部：申請団体が実施）

- (1) 団体内の意思決定
- (2) 事業（取組）の実施、支払い等：令和7年4月1日（火）～10月31日（金）
- (3) 交付申請兼実績報告の提出：令和7年4月1日（火）～10月31日（金）
- (4) 交付決定兼交付額確定の通知
- (5) 補助金請求書の提出：令和7年12月26日（金）まで
- (6) 補助金の振込

10 よくある質問

	質 問	回 答
(1)	不明点はどこに問合せればよいか	今回お示しした内容より詳しいことは、未定の部分が多くありお応えできかねますので、しばらくお待ちください。 3月12日開催の市連会定例会で詳しくお知らせし、同日ホームページにも掲載します。あわせて、4月1日以降のお問合せ・受付窓口（事務を委託する事業者）についても、電話番号、電子メールアドレスのほか、申請書類の郵送先住所（市内郵便局私書箱宛ての予定）をご案内します。
(2)	申請の提出方法は	4月1日から受付窓口（委託事業者）にて、郵送又は電子メールでの受付を開始します。持参による提出を特に希望する場合は、区地域振興課にお預けください。

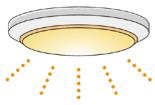
(3)	領収書の写しの添付は省略できるのか	国の交付金を利用し実施することもあり、省略はできません。令和7年4月1日から10月31日までの日付で発行された領収書（団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの）の写しの添付がなければ補助金の交付はできませんので、必ず領収書を手配してください。
(4)	防犯カメラの設置に使えるのか	利用できます。『地域防犯カメラ設置補助金』では補助対象外となる、自治会町内会がマンション敷地内の共用部分を撮影する防犯カメラの整備などにも利用できます。なお、防犯カメラを設置する際には「横浜市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の規定に沿った運用が必要です。
(5)	自治会町内会が維持管理する地域防犯灯の整備に使えるのか	利用できます。灯具の購入費、独立柱を建てる等の付帯設備の設置費を含む工事費だけでなく、同所に整備する場合の既存設備の処分等に関する費用も経費も対象となります（撤去のみの実施には使えません）。なお、街路灯に用いる蛍光灯は、令和9年末までに製造及び輸出入が禁止されますので、この機会に、所有する地域防犯灯を蛍光灯からLEDに交換することを御検討ください。
(6)	お金を立替えて取組を実施した後に申請するのか	お見込みのとおりです。地域の皆様にとって必要な防犯対策を速やかに行っていただけるように、清算払いによる事業実施後に、補助申請と同時に実績報告をいただく制度としました。
(7)	実施後に「この取組は交付対象外」と言われては困る	地域の防犯力向上に向け実施する公益的な取組について、広く補助の対象としています。補助対象の取組の具体例（上記6）を参考としていただきながら、地域で必要な防犯対策の検討を進めてください。 ※補助対象外経費（上記7・8）にもご注意ください。
(8)	予算が不足することはないのか	予算の範囲内での補助にはなりますが、多くの自治会町内会等からのご申請にお応えできるよう十分な予算案としております。 是非、自治会町内会内で情報共有いただき、ご検討を始めてください。
(9)	令和8年度以降も続く制度か	いわゆる「闇バイト」による凶悪事件等が広域に発生する中で、市民の皆様等からの不安の高まりのお声を受け、令和7年度は、国の重点支援地方交付金を利用して緊急的に実施するものです。



令和7年度も、自治会館等への

4月1日～
申請開始

省エネ設備の導入補助 実施予定

■対象製品		
LED 照明器具	エアコン	断熱窓など
 <p>補助上限額 60万円</p> <p>省エネ性能 ★★★★☆4.0</p> <ul style="list-style-type: none"> 統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上 省エネ型製品情報サイト未掲載の場合 トップランナー基準達成製品 <p>電球形 LED ランプのみの 交換も対象 (トップランナー基準達成製品)</p>	 <p>補助上限額 130万円</p> <p>家庭用 省エネ性能 ★★★★☆2.4</p> <p>統一省エネラベル省エネ性能 ★2.4 以上</p> <p>業務用 トップランナー基準達成製品</p>	   <p>断熱窓 太陽光 発電設備 蓄電池</p> <p>補助上限額 合算で 200万円</p> <p>いずれかの実施でも申請ができます。</p>
■対象団体		
<p>会館を所有している※自治会町内会・地区連合町内会</p> <p>※6年度同様に、会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点としている町内会等も補助対象とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>Q: 6年度、この補助金を利用してエアコンを導入したが、7年度、別の場所のエアコンや断熱窓の補助金利用はできるのか？</p> <p>A: ご利用いただけます。</p> </div>		

※本補助金の実施は、令和7年度横浜市予算案が横浜市会において、議決された後に確定します。

手続きの詳細は、3月の市連会・区連会でお知らせし、3月12日頃ホームページに掲載予定です

[参考] 6年度補助制度の内容



←市 WEB
6年度補助制度紹介ページ

横浜市 会館脱炭素



担 当: 市民局地域活動推進課

連絡先: 045-671-2317

sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会向けデジタルツール紹介冊子の配付について【情報提供】

1 趣旨

市内の自治会町内会が、それぞれの状況に合わせてデジタル化を進め、情報共有や運営の効率化が図れるよう、市と連携協定を締結した事業者等が提供するデジタルツール（アプリ、サービスなど）を紹介する冊子を作成しました。

自治会町内会での検討にご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あてに、冊子を送付します。
定例会等で情報提供をお願いします。



▲冊子イメージ

3 紹介冊子の概要

(1) 内容

自治会町内会の運営上の悩みとその解決手法、デジタルツールの紹介、導入事例

(2) 活用方法

回覧板が回り終わるまでに時間がかかる、会費を集めるのが大変、といった運営上の悩みを解決するデジタルツールを複数紹介。必要な情報を集約していますので、自治会町内会の実情に応じた検討にご活用いただけます。

(3) 市民局 Web ページでも、ダウンロード可能です

横浜市 自治会町内会 DX

検索



▲自治会町内会 DX 応援事業 Web ページ

参考 連携事業者について

令和6年8月に、「自治会町内会 DX に関する提案」募集を行い、応募のあった事業者・団体15者と連携協定を締結しました（現在も事業者募集を継続実施中）。

事業者の提供するサービスによっては、この協定により、利用料金を特別価格にて提供しているところもあります。詳細は、事業者へお問合せください（問合せ先は、市民局 Web ページに掲載）。

裏面あり

連携事業者一覧（令和7年2月12日現在）

No	事業者・団体名	自治会町内会向けツール・サービス
1	株式会社タウンニュース社	ホームページ作成支援
2	アニバーサリーコンシェル株式会社	自治会町内会向けスマートフォンアプリ
3	小田急電鉄株式会社	
4	株式会社シーピーユー	
5	大東建託株式会社	
6	株式会社フィールド	
7	株式会社ワンベルウッズ	
8	三愛電子工業株式会社横浜技術センター	高齢者向け情報受信端末
9	PayPay株式会社	会費等のキャッシュレス決済
10	株式会社ブループリント・システムズ	自治会町内会館の鍵貸出リモート管理
11	株式会社ネオジャパン	スケジュール共有ツールなどアプリケーション提案
12	株式会社アイティサーフ	デジタルツール活用アドバイス等のコンサルティング
13	特定非営利活動法人ILove つづき	
14	特定非営利活動法人まちづくり エージェント SIDE BEACH CITY.	
15	<small>ウーマンネット</small> WOMANET 株式会社	

市民局地域支援部地域活動推進課
 担当 松永、石栗
 電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734
 Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

区連会2月定例会資料 令和7年2月20日 地域振興課

各自治会町内会長 様

栄区地域振興課長

令和7年度 回覧物等配送予定日について

各自治会町内会への回覧物等につきましては、毎月、栄区連合町内会定例会（区連会）の開催後に指定の配送先にお届けしております。

令和7年度についても次の日程で配送を実施する予定ですので、御理解、御協力のほど、お願いいたします。なお、回覧物等のお届け先については、3月にお送りする「現況届（調査票）」にて御回答をいただく予定となっております。

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単体会長】ご承知おきください。

配送月	配送日	配送月	配送日
4月	24日（木）、25日（金）	10月	23日（木）、24日（金）
5月	22日（木）、23日（金）	11月	21日（金）
6月	26日（木）、27日（金）	12月	休会
7月	24日（木）、25日（金）	1月	22日（木）、23日（金）
8月	休会	2月	20日（金）
9月	25日（木）、26日（金）	3月	26日（木）、27日（金）

※ 8月、12月は区連会が休会のため、回覧物等の配送もありません。

※ 配送は上記の各月2日間のいずれか（11月、2月は1日）となります。申し訳ありませんが、日時の指定はできませんので御了承ください。

※ 「広報よこはま」「県のたより」とは配送予定日が異なります。

「広報よこはま」「県のたより」は、8月、12月も配送されますので御留意ください。

担当： 栄区地域振興課地域活動係

出丸、三國

Eメール：sa-chishin@city.yokohama.lg.jp

電話：894-8391 FAX：894-3099

令和7年度 区連会主催行事の予定について（案）

行 事 名	実 施（予定）日	場 所
4月定例区連会	4月21日（月）13時30分から	新館4階8・9号会議室
5月定例区連会	5月20日（火）13時30分から	新館4階8・9号会議室
新任自治会町内会長 研修会	5月頃 (令和7年度新任自治会町内会 長または副会長が対象)	新館4階8・9号会議室
6月定例区連会	6月20日（金）13時30分から	新館4階8・9号会議室
7月定例区連会	7月22日（火）13時30分から	新館4階8・9号会議室
9月定例区連会	9月22日（月）13時30分から	新館4階8・9号会議室
10月定例区連会	10月20日（月）13時30分から	新館4階8・9号会議室
11月定例区連会	11月20日（木）13時30分から	新館4階8・9号会議室
1月定例区連会	1月20日（火）15時30分から	新館4階8・9号会議室
区連会新年懇談会	1月20日（火）17時30分から	未定
2月定例区連会	2月20日（金）13時30分から	新館4階8・9号会議室
3月定例区連会	3月23日（月）13時30分から	新館4階8・9号会議室

※ 定例会の開始時間は、前後のその他会議により変更となる場合があります。

※ 区連会主催以外で連長に御出席をお願いする行事予定については、別紙のとおりです。

担当：栄区地域振興課（区連会事務局）

出丸、三國

TEL：894-8391 FAX：894-3099

Eメール：sa-chishin@city.yokohama.lg.jp

令和7年度の区連長・地区連長の出席行事予定表

令和7年2月20日現在

実施（予定）日時	行事名	場所	担当部署	区連長	会での役職	地区連長	会での役職	担当する連長	会での役職	備考
4月8日（火） 14時から	栄区保健活動推進委員会の委嘱式	区役所新館4階8・9号会議室	福祉保健課	○	来賓	○	来賓			
4月9日（水） 10時30分	栄区消費生活推進員の会委嘱式	区役所新館4階8・9号会議室	地域振興課	○	来賓	○	来賓			
4月9日（水） PM	スポーツ推進委員委嘱式	区役所新館4階8・9号会議室	地域振興課	○	来賓	○	来賓			
4月21日（月） 10時30分	本郷台駅前広場活性化推進委員会	区役所	地域振興課	○	会長	○	委員			区連会前に開催
4月21日（月） 11時から	更生保護協会総会	区役所	社会福祉協議会	○	役員		委員			区連会前に開催
4月21日（月） 11時30分から	日本赤十字神奈川支部横浜市地区本部栄区地区委員会総会	区役所	社会福祉協議会	○	役員	○	役員			区連会前に開催
4月21日（月） 13時から	栄区連合町内会定例会	区役所新館4階8・9号会議室	地域振興課	○		○				
4月21日（月） 15時から	栄区中学校対校駅伝大会実行委員会	区役所	地域振興課	○	委員長	○	委員			区連会後に開催
4月25日（金） 13時30分から	更生保護女性会総会	区役所	社会福祉協議会	○	来賓	○	来賓			
4月30日（水） 13時30分	栄区食生活等改善推進員総会	区役所	福祉保健課	○	来賓					
5月上旬 10時	栄区子ども会連絡協議会総会	SAKAESTA	地域振興課	○	役員					
5月20日（火） 15時30分から	共同募金会栄区支会総会	区役所	社会福祉協議会	○	役員	○	委員			区連会前後検討中
5月20日（火） 未定	栄区制40周年事業実行委員会役員会	区役所	総務課	○	委員長	○	役員			
5月20日（火） 13時から	栄区連合町内会定例会	区役所新館4階8・9号会議室	地域振興課	○		○				
5月20日（火） 15時30分から	栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会	区役所新館4階8・9号会議室	総務課	○	参与	○	参与			区連会後に開催
5月23日（金） 13時30分	栄区交通安全対策協議会総会	区役所	地域振興課	○	役員	○	役員			
5月下旬～6月上旬	栄区明るい選挙推進協議会委員会	区役所	総務課					○	副会長1名 委員1名	書面開催予定
5月～6月	栄区防犯協会理事会	栄警察署	栄警察署	○	役員	○	役員			
5月～6月	栄区防犯協会評議員会	栄警察署	栄警察署	○	役員	○	役員			
5月下旬 未定	栄区文化協会総会	SAKAESTA	地域振興課	○	役員					
未定（6月または7月）	さかえ環境行動推進功労者表彰式	区役所	地域振興課	○	来賓	○	来賓			区連会前に開催
6月20日（金） 13時30分から	栄区連合町内会定例会	区役所新館4階8・9号会議室	地域振興課	○		○				
6月20日（木） 15時から	栄区民まつり実行委員会	区役所	地域振興課	○	会長	○	委員			区連会後に開催
6月、2月	ボランティアセンター運営委員会	社会福祉協議会	社会福祉協議会					○	委員	
6月中旬、2月下旬	さかえふれあい助成金配分審査会	社会福祉協議会	社会福祉協議会					○	委員	
6月下旬、9月、12月、3月	栄区社会福祉協議会理事会	社会福祉協議会	社会福祉協議会					○	委員	
6月下旬、9月、12月、3月	栄区社会福祉協議会評議員会	社会福祉協議会	社会福祉協議会					○	委員	
未定（6月下旬） 15時から	栄区地域と学校の協働事業推進協議会	区役所	こども家庭支援課					○	委員	
7月4日（金） 13時30分から	社会を明るくする運動講演会	区役所	社会福祉協議会	○	来賓	○	来賓			
7月5日（土） 10時から	名人育成講座	千秀センター	区政推進課					○	来賓	
7月22日（火） 未定	栄区制40周年事業実行委員会役員会	区役所	総務課	○	委員長	○	役員			議題の無い場合 休会
7月22日（火） 13時30分から	栄区連合町内会定例会	区役所新館4階8・9号会議室	地域振興課	○		○				
9月22日（月） 未定	栄区制40周年事業実行委員会役員会	区役所	総務課	○	委員長	○	役員			議題の無い場合 休会
9月22日（月） 未定	栄区制40周年事業実行委員会総会	区役所	総務課	○	委員長	○	役員			議題の無い場合 休会
9月22日（月） 13時から	栄区新年祝賀会実行委員会	区役所	総務課	○	委員	○	委員			区連会前に開催
9月22日（月） 13時30分から	栄区連合町内会定例会	区役所新館4階8・9号会議室	地域振興課	○		○				
9月22日（月） 15時から	栄区民まつり実行委員会	区役所	地域振興課	○	会長	○	委員			区連会後に開催
9月下旬	栄区シニアクラブ連合会 シニアの集い	未定	高齢・障害支援課	○	来賓	○	来賓			

別紙

10月上旬	消防操法訓練会結団式（消防団）	未定	栄消防署	○	来賓		○	来賓	隔年実施
10月1日（水）	共同募金会街頭募金激励	本郷台駅前ほか	社会福祉協議会	○					
10月20日（月）	13時30分から	栄区連合町内会定例会	区役所新館4階8・9号会議室	地域振興課	○		○		
10月20日（月）	15時から	栄区中学校対校駅伝大会実行委員会	区役所	地域振興課	○	委員長	○	委員	区連会後に開催
11月上旬	消防操法訓練会市大会（消防団）	未定	栄消防署	○	来賓		○	来賓	隔年実施
11月16日（日）	未定	栄区民スポーツフェスティバル	本郷中学校	地域振興課	○	参与	○	参与	
11月20日（木）	未定	栄区制40周年事業実行委員会役員会	区役所	総務課	○	委員長	○	役員	議題の無い場合 休会
11月20日（木）	13時30分から	栄区連合町内会定例会	区役所新館4階8・9号会議室	地域振興課	○		○		
11月26日（水）	14時から	栄区災害対策連絡協議会	区役所新館4階8・9号会議室	総務課	○	副会長	○	委員	
11月28日（金）PM		社会福祉大会	栄公会堂	社会福祉協議会	○	来賓	○	来賓	
12月1日（月）		栄区民生委員・児童委員 主任児童委員 委嘱状伝達式	区役所新館4階8・9号会議室	福祉保健課	○	来賓	○	来賓	
12月未定	10時から	担い手育成イベント	未定	区政推進課	○	来賓	○	来賓	
12月28日（日）		年末年始消防特別警備激励	栄消防署	栄消防署	○	来賓			
1月6日（火）または 10日（土）		栄区新年祝賀会	たちーらんど （予定）	総務課	○	主催者	○	主催者	日時・場所は、令和 7年2月20日開催の栄 区新年祝賀会実行委 員会で決定の予定
1月10日（土）		栄区消防出初式	未定	栄消防署	○	来賓	○	来賓	
1月上旬		栄区文化協会新年会	未定	地域振興課	○	来賓		来賓	
1月中旬		栄区民ロードレース大会	埋蔵文化財セン ターおよび周辺	地域振興課	○	来賓	○	来賓	
1月中旬		栄区スポーツ協会新春の集い	SOBANI	地域振興課	○	参与	○	参与	
1月20日（火）	未定	栄区制40周年事業実行委員会役員会	区役所	総務課	○	委員長	○	役員	議題の無い場合 休会
1月20日（火）	15時30分から	栄区連合町内会定例会	区役所新館4階8・9号会議室	地域振興課	○		○		
1月20日（火）	17時30分から	栄区連合町内会新年懇談会	未定	地域振興課	○		○		
2月		栄区災害医療連絡会議	区役所	福祉保健課	○	参与			
2月中旬		栄区子ども会書道展	SAKAESTA	地域振興課	○	来賓 賞状授与			
2月20日（金）	13時から	栄区新年祝賀会実行委員会	区役所	総務課	○	委員	○	委員	区連会前に開催
2月20日（金）	13時30分から	栄区連合町内会定例会	区役所新館4階8・9号会議室	地域振興課	○		○		
2月20日（金）	15時から	栄区民まつり実行委員会	区役所	地域振興課	○	会長	○	委員	区連会後に開催
3月上旬		栄区自治会町内会長感謝会	区役所	地域振興課	○	主催者	○	主催者	
3月中旬（15日（日）頃を予定）		SAKAEヤングフェスティバル	本郷台駅前広場	地域振興課	○	委員	○	委員	
3月23日（月）	午前	共同募金会栄区支会総会	区役所	社会福祉協議会	○	役員	○	役員	区連会前後検討中
3月23日（月）	未定	栄区制40周年事業実行委員会役員会	区役所	総務課	○	委員長	○	役員	議題の無い場合 休会
3月23日（月）	未定	栄区制40周年事業実行委員会総会	区役所	総務課	○	委員長	○	役員	議題の無い場合 休会
3月23日（月）	13時30分から	栄区連合町内会定例会	区役所新館4階8・9号会議室	地域振興課	○		○		

栄区連合町内会長 様

社会福祉法人
横浜市栄区社会福祉協議会
会長 田中 健次

横浜市栄区社会福祉協議会
任期満了に伴う次期役員等の選出について【協力依頼】

1 趣旨

本会役員等の任期満了による役員改選に伴い、次期 自治会・町内会分科会正副分科会長、さかえ ふれあい助成金配分審査会委員、ボランティアセンター運営委員会委員、理事選任候補者、評議員選任候補者の選出をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】選出をお願いいたします

【地区連長】役員・委員等への就任をお願いいたします

3 依頼内容

(1) 自治会・町内会分科会 正副分科会会長の選出について

①選出人数

分科会長…1名、副分科会長…2名

②任期

令和7年開催の定時評議員会終結の時（令和7年6月予定）から選任後2年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会（令和9年6月予定）の終結の時まで

(敬称略)

	現任		新任	
	氏名	所属	氏名	所属
分科会長	田中 健次	小菅ヶ谷連合町内会 自治会 会長		
副分科会長	横川 恵	豊田連合町内会自治 会 会長		
副分科会長	豊田 孝有	本郷第三連合町内会 会長		

<根 拠>

社会福祉法人横浜市栄区社会福祉協議会 部会、分科会及び委員会等設置規程

(一部抜粋)

(分科会の設置)

第4条 部会活動の活発化および部会運営に必要な特定課題等を審議するため、部会員による分科会を置くことができる。

2 分科会の名称および所管事項については、別表3のとおりとする。

(分科会の構成)

第5条 分科会の円滑な運営を図るため、分科会に分科会長、副分科会長(2名)および分科会員を置く。

2 分科会長および副分科会長は、分科会員の互選によるものとする。

別表3 (第4条第2項)

部会	分科会の名称
地域福祉関係団体部会	地区社会福祉協議会分科会
	民生委員児童委員分科会
	自治会・町内会分科会
	ボランティア・市民活動団体分科会
	福祉関係団体分科会
当事者団体部会	当事者団体分科会
専門機関部会	高齢者支援分科会
	子育て支援分科会
	障害者支援分科会
	地域支援施設分科会
	専門機関分科会(行政含む)
学識経験者部会	-

(2) さかえ ふれあい助成金配分審査会 委員の選出について

①選出人数 1名

②任期 令和7年4月1日～令和9年3月31日

(敬称略)

現任		新任	
氏名	所属	氏名	所属
芦川 弘	上郷東連合町会 会長		

<根 拠>

社会福祉法人横浜市栄区社会福祉協議会 さかえ ふれあい助成金配分審査会運営要領

(一部抜粋)

(構成)

第1条 審査会は、次に定める委員11名をもって構成する。

- | | |
|--------------------------------|----|
| (1) 社会福祉法人 横浜市栄区社会福祉協議会副会長 | 1名 |
| (2) 共同募金会栄区支会会長 | 1名 |
| (3) 地区連合自治会町内会会長 | 1名 |
| (4) 栄区民生委員児童委員協議会会長 | 1名 |
| (5) 地区社会福祉協議会会長 | 1名 |
| (6) 当事者団体部会代表 | 1名 |
| (7) ボランティア・市民活動団体分科会代表 | 1名 |
| (8) 社会福祉行政機関職員(栄区社会福祉協議会第8種理事) | 1名 |
| (9) 学校関係者 | 1名 |
| (10) 企業 | 1名 |
| (11) 学識経験者 | 1名 |

(3) ボランティアセンター運営委員会 委員の選出について

- ①選出人数 1名
②任期 令和7年開催の定時評議員会終結の時（令和7年6月予定）から選任後2年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会（令和9年6月予定）の終結の時まで

（敬称略）

現任		新任	
氏名	所属	氏名	所属
横川 恵	豊田連合町内会自治会 会長		

<根拠>

社会福祉法人横浜市栄区社会福祉協議会 ボランティアセンター運営規程（一部抜粋）

（委員会）

第3条 ボランティアセンターの適正な運営を図るため、ボランティアセンター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の役割）

第4条 委員会の審議事項については、次のとおりとする。

- （1） ボランティアセンター事業の計画・報告
- （2） ボランティアセンター事業の進行管理
- （3） ボランティア事業課題の解決方策の検討

2 ボランティア情報紙の編集委員会は、別に設ける。

（委員会の構成）

第5条 委員会は、次の者をもって構成し、委員長を置く。委員長は、委員の互選とする。

（1） 社会福祉法人横浜市栄区社会福祉協議会（以下「区社協」という）副会長
1名

- （2） 区社協第2種会員（民生委員児童委員分科会） 1名
- （3） 区社協第4種会員（自治会町内会分科会） 1名
- （4） 区社協第6種会員（ボランティア・市民活動団体分科会） 1名
- （5） 区社協第8種会員（社会福祉関係行政機関） 1名
- （6） 学識経験者 1名

（委員の委嘱）

第6条 委員は、区社協会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(4) 理事選任候補者の選出について

- ①選出人数 1名
②任期 令和7年開催の定時評議員会終結の時（令和7年6月予定）から選任後2年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会（令和9年6月予定）の終結の時まで

(敬称略)

現任		新任	
氏名	所属	氏名	所属
田中 健次	小菅ヶ谷連合町内会自治会 会長		

③今後のスケジュール

令和7年6月下旬予定 本会 定時評議員会 = 新理事の選任

<根拠>

社会福祉法人横浜市栄区社会福祉協議会 理事・監事・評議員選任規程 (一部抜粋)

(理事の選任)

第2条 定款第18条第1項第1号に規定する理事は、区分部会別に次の数を上限とし、選任する。

- (1) A区分部会 (地域福祉関係団体) 5名
- (2) B区分部会 (当事者団体) 1名
- (3) C区分部会 (専門機関) 4名
- (4) D区分部会 (学識経験者) 1名

2 理事の選任は、各部会より推薦された者を選任候補者として、評議員会の決議によって選任する。

3 第2項の規定にかかわらず、部会内に分科会が設置されている場合において、分科会より推薦された者を評議員会の議決に諮る選任候補者とする事ができる。

(5) 評議員選任候補者の選出について

①選出人数 2名

②任期 令和7年開催の定時評議員会終結の時(令和7年6月予定)から選任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会(令和11年6月予定)の終結の時まで

(敬称略)

現任		新任	
氏名	所属	氏名	所属
横川 恵	豊田連合町内会自治会 会長		
豊田 孝有	本郷第三連合町内会 会長		

③今後のスケジュール

令和7年6月上旬予定 本会 第1回理事会 = 新評議員候補者の推薦

中甸予定 本会 評議員選任・解任委員会 = 新評議員の選任

<根 拠>

社会福祉法人横浜市栄区社会福祉協議会 理事・監事・評議員選任規程 (一部抜粋)

(評議員の選任)

第4条 定款第6条第1項に規定する評議員は、区分部会別に次の数を上限とし、選任する。

- (1) A区分部会 (地域福祉関係団体) 10名
- (2) B区分部会 (当事者団体) 2名
- (3) C区分部会 (専門機関) 9名
- (4) D区分部会 (学識経験者) 2名

2 評議員の選任は、各区分部会より推薦された者を選任候補者とし、理事会による定款第7条に規定する評議員選任・解任委員会への推薦を経て、評議員選任・解任委員会の決議によって選任する。

3 第2項の規定にかかわらず、部会内に分科会が設置されている場合において、分科会より推薦された者を選任候補者としてすることができる。

社会福祉法人
横浜市栄区社会福祉協議会
担当 山川、室井
電話 045-894-8521/FAX 045-892-8974
メール office@sakaeku-shakyo.jp